

# 廣島市報

號八十七第

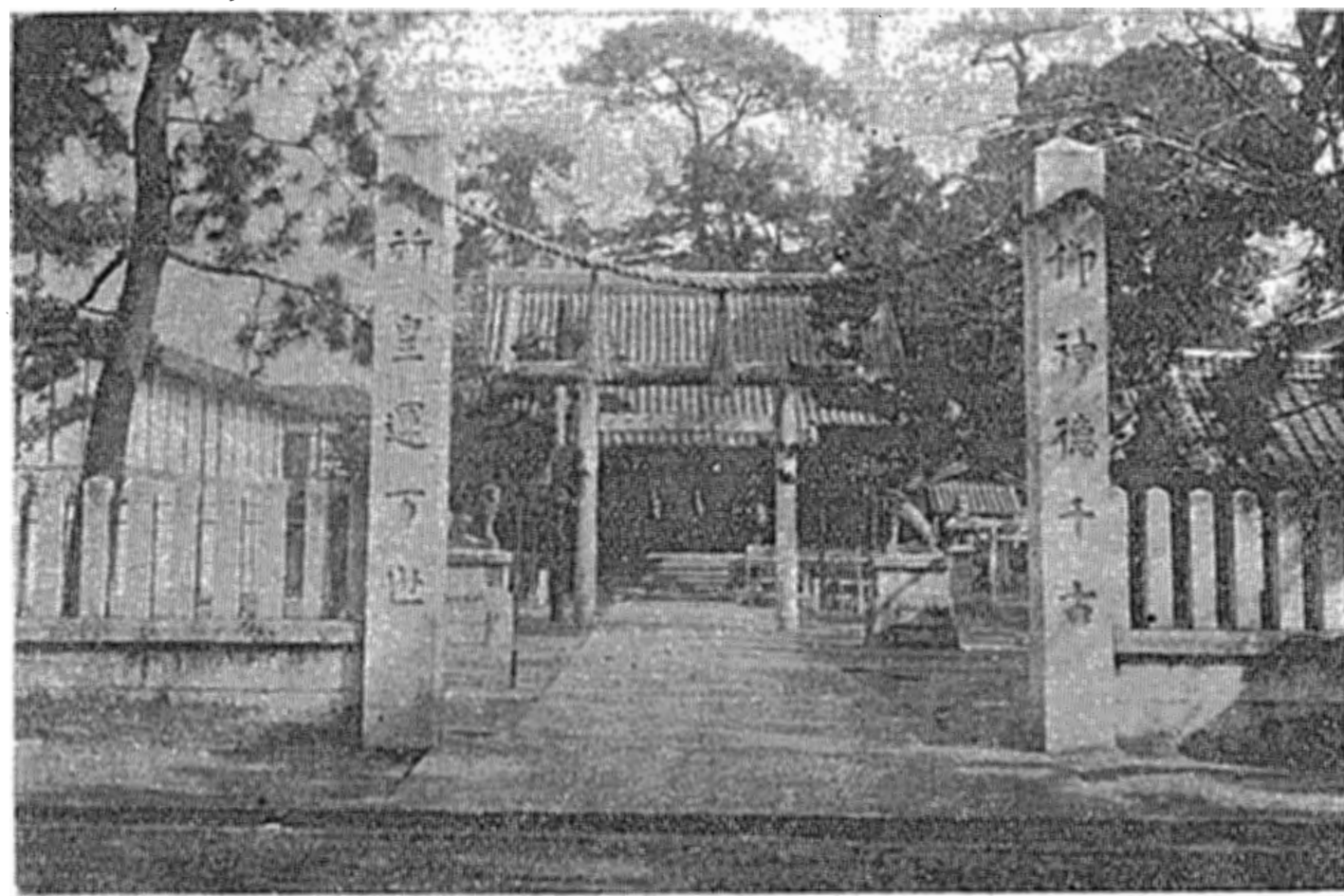
創刊日八月一年一十和昭  
行發日十月一年一十和昭  
錢金部一價定  
錢拾七金

所行發人 廣島市役所  
所印刷 廣島市印刷局  
所印刷 廣島市印刷局  
所印刷 廣島市印刷局  
所印刷 廣島市印刷局

廣島城の修築 元和五年正月二十  
四日福島正則廣島城の修築に着手す

## 【目次】

- ◇小町白神社……………四二
  - ◇告 示……………四三
  - ◇彙 報……………四五
  - ◇漁業組合同規約解説……………四六
  - ◇身體的機能及體格と運動能力との關係……………四七
  - ◇廣島市社會事業第一回座談會……………四八
  - ◇本市學校衛生醫會の市長諮問案答申……………四〇
  - ◇廣島港輸出入貨物統計……………四二
  - ◇同 外國貿易統計……………四三
  - ◇戶 籍 表……………四三
  - ◇戶籍事件表……………四三
  - ◇寄留事件表……………四四
  - ◇各種統計……………四四
- △既設公園の整理と改良△大山の遊歩道路を完成△緑地景園三ヶ所設置△全國最初の奉仕公園△市立淺野圖書館增加圖書△赤七字社員募集狀況



社 神 白

### 本市名勝史蹟

小町白神社

白神社は市内小町にあるが傳ふるところによると此の地はむかし海中の礁石で潮汐の干満に依り岩礁出沒し舟行が甚だ危険なもので白木を立て白紙をつけて舟行を警めて居たが後天文三年に大友時盛が小祠を巖上に建て、白紙の因縁により社號を白神社と稱するに至つたものである。

今も正殿は高く巨巖の上であり附近には怪岩疊積して、なほ舊時の光景を偲はせるものがある、天正十九年毛利輝元が新に本社を建立し、慶長九年四月に福島正則が社殿を再築したが淺野氏時代に至つては藩主長晟公が寛永七年に鳥居、玉垣、大門、大手塀、番所等を建立せられ、更に同十九年に社殿の修營を命じた、のち正保二年萬治二年に重修があつたが寶曆八年四月四日に大火あつて炎上し、同十二年八月に再建せられた。

本社はもと廣島城下の總産土神であつたが、後には東部は明星院八幡宮(今の鶴羽根神社)に、西部は空鞆神社に屬し、中部に於ける二十四ヶ町と國泰寺村(今の國泰寺町)六町目村(今の大手町七、八、九丁目)の二箇村の産土神となり明治六年に郷社に列せられたものである。



【告示】

廣島市告示第一四三號

廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和十年度廣島市歳入出豫算追加ノ要領左ノ如シ

昭和十年十二月二十一日

廣島市長 横山 金太郎

昭和十年度廣島市歳入出豫算追加

第十二款 繰越金 金九千八百五拾七圓  
第一項 前年度繰越金 金九千八百五拾七圓  
歳入合計金九千八百五拾七圓  
歳出臨時部 金九千八百五拾七圓

第十七款 市會議員補選選舉費 金九千八百五拾七圓  
臨時部計金九千八百五拾七圓  
歳出合計金九千八百五拾七圓  
歳入出引差引金ナシ

廣島市告示第一四四號  
廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和十年度廣島市歳入出豫算追加ノ要領左ノ如シ

昭和十年十二月二十一日 廣島市長 横山 金太郎

昭和十年度廣島市歳入出豫算追加

第十二款 繰越金 金參千貳百七拾四圓  
第一項 前年度繰越金 金參千貳百七拾四圓  
歳入合計金參千貳百七拾四圓  
歳出臨時部 金參千貳百七拾四圓

第十八款 衆議院議員選舉準備費 金參千貳百七拾四圓  
臨時部計金參千貳百七拾四圓  
歳出合計金參千貳百七拾四圓  
歳入出引差引金ナシ

廣島市告示第一四五號  
廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和十年度廣島市歳入出豫算追加ノ要領左ノ如シ

昭和十年十二月二十一日 廣島市長 横山 金太郎

昭和十年度廣島市歳入出豫算追加

第一款 役所費 金參千貳百七拾四圓  
第十八款 衆議院議員選舉準備費 金參千貳百七拾四圓  
臨時部計金參千貳百七拾四圓  
歳出合計金參千貳百七拾四圓  
歳入出引差引金ナシ

廣島市告示第一四七號  
廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和十年度廣島市歳入出豫算追加ノ要領左ノ如シ

昭和十年十二月二十一日 廣島市長 横山 金太郎

昭和十年度廣島市歳入出豫算追加

第三款 福島町授産場費 金貳千五百圓  
第四款 尾長町授産場費 金千參百參拾八圓  
臨時部計金參千八百參拾八圓  
歳出合計金參千八百參拾八圓  
歳入出引差引金ナシ

廣島市告示第一五〇號  
廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和十年度廣島市歳入出豫算追加ノ要領左ノ如シ

昭和十年十二月二十一日 廣島市長 横山 金太郎

昭和十年度廣島市歳入出豫算追加

第十一款 雜收 金千圓  
第十二款 雜入 金千圓  
歳入合計金千圓  
歳出臨時部 金千圓

第十三款 公債償還 金千圓  
第一項 元金償還 金千圓  
歳入合計金千圓  
歳入出引差引金ナシ

廣島市告示第一五一號  
廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和十年度廣島市歳入出豫算追加ノ要領左ノ如シ

昭和十年十二月二十一日 廣島市長 横山 金太郎

昭和十年度廣島市歳入出豫算追加

第十三款 市債 金五拾七萬四千六百圓  
第一項 市債 金五拾七萬四千六百圓  
歳入合計金五拾七萬四千六百圓  
歳出臨時部 金五拾七萬四千六百圓

廣島市告示第一四九號  
廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和十年度廣島市歳入出豫算追加ノ要領左ノ如シ

昭和十年十二月二十一日 廣島市長 横山 金太郎

昭和十年度廣島市歳入出豫算追加

第五款 交付金 金參千八百參拾八圓  
第八項 地方改善應急施設費交付金 金參千八百參拾八圓  
歳入合計金參千八百參拾八圓  
歳出臨時部 金參千八百參拾八圓

廣島市告示第一四九號  
廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和十年度廣島市歳入出豫算追加ノ要領左ノ如シ

昭和十年十二月二十一日 廣島市長 横山 金太郎

昭和十年度廣島市歳入出豫算追加



各市 だより

既設公園の整理と改良 (大阪府)

大阪府都計課では大阪府下の各公園が年々ともにも公園機能の變遷をきたしてある現状にかんがみ府民の現代味あつたつぶりな慰安所と化すべく十一年度の新豫算に公園整理改良費として三十七萬六千四百四十圓を計上し、いよいよ改良事業に着手することになつた

各公園に就いての改良の要點を示せば次の如くである

住吉公園は 日本最古の郊外自然公園として明治六年に造成されたものであるが現在はずでに市内公園化しその利用面積も二萬六千坪に縮小されてゐるので純然たる兒童遊園化する方針で新に芝生、花壇、廣場を設け、猿、かも、をしどり、リス等を飼育するほか「子供の家」を建設、雨天の運動場、活動、音楽の用に供し女の指導員を常設し子供の遊戯の指導者とする

住之江公園はスポーツ公園として施設の充實するため敷坪二百坪の鐵筋コンクリートの體育館を建て室内運動、脱衣バス、集會などの施設をなす濱寺公園は 無統制なこの自然公園の木を配列に人為的な手入れをするほか兒童用のグラウンド、遊戯施設を設けて大阪

市電の安全地帯を統一 (大阪市)

市方面の學童を吸引する箕面公園風水害その他によつて幽邃を誇る林相が最近著しく破壊されてきたのでこれに保護施設を加へ、また適當な個所に二百坪餘の廣場を切り開きキャンプ場を新設する

山田公園、ゴルフ場の開場以來ゴルフアが續々つめかけて現在のクラブハウスがすでに狭隘となつたのでその増築を計る

大阪市の市電の安全地帯は現在二百二十五ヶ所このうち標柱の尖端に標示燈があつて危険防止の混雑土壁(高さ一米)と標示柱があつて標示燈のないもの四十九、標示柱もなくただ七十五、標柱の低いコンクリート壁だけのが四十三あり、疾行車が乗上りたり都市美觀上粗末で危険なので、大阪市ではこれを改良することとなし、近々府の認可を受けて新設改良し漸次全市におよぼすはすである

新安全地帯案は大阪府自慢のもので花崗石造りの安全地帯の對向端に一米の巴形コンクリート壁を設け壁面には新たに點滅の注意燈一つと黄色レフレクト・レンズ二つ、標柱は二・八米に劃一し標柱の上部には百燭光の標示圓燈を點する、標柱も鋳物から鋼管に改めるのでその工費は一箇所三百八十圓を見積つて居る

第一款 雜 金貳千圓  
歳入合計金貳千圓  
歳出經常部 金貳千圓  
第三項 雜支 金貳千圓  
經常部計金貳千圓  
歳出合計金貳千圓  
歳入出引差引金ナシ

廣島市告示第一四八號  
廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和十年度廣島市歳入出豫算追加ノ要領左ノ如シ

昭和十年十二月二十一日 廣島市長 横山 金太郎

昭和十年度廣島市歳入出豫算追加

第九款 寄附金 金壹萬五千五百圓  
第一項 寄附金 金壹萬五千五百圓  
歳入合計金壹萬五千五百圓  
歳出臨時部 金壹萬五千五百圓

第四款 教育費 金千五百圓  
第一項 小學校費 金千五百圓  
第十四款 補助費 金壹萬圓  
第一項 補助費 金壹萬圓  
臨時部計金壹萬五千五百圓  
歳出合計金壹萬五千五百圓  
歳入出引差引金ナシ

廣島市告示第一四九號  
廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和十年度廣島市歳入出豫算追加ノ要領左ノ如シ

昭和十年十二月二十一日 廣島市長 横山 金太郎

昭和十年度廣島市歳入出豫算追加

第五款 交付金 金參千八百參拾八圓  
第八項 地方改善應急施設費交付金 金參千八百參拾八圓  
歳入合計金參千八百參拾八圓  
歳出臨時部 金參千八百參拾八圓

廣島市告示第一四九號  
廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和十年度廣島市歳入出豫算追加ノ要領左ノ如シ

昭和十年十二月二十一日 廣島市長 横山 金太郎

昭和十年度廣島市歳入出豫算追加

第五款 交付金 金參千八百參拾八圓  
第八項 地方改善應急施設費交付金 金參千八百參拾八圓  
歳入合計金參千八百參拾八圓  
歳出臨時部 金參千八百參拾八圓

廣島市告示第一四九號  
廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和十年度廣島市歳入出豫算追加ノ要領左ノ如シ

昭和十年十二月二十一日 廣島市長 横山 金太郎

昭和十年度廣島市歳入出豫算追加



廣島市告示第一五三號 廣島市會ノ議決ヲ經タル昭和十年年度廣島市特別會計都市計畫事業費...

昭和十年度廣島市歳入出豫算追加ノ要領左ノ如シ 昭和十年十二月二十一日 廣島市長 横山金太郎

臨時部 第十五款 附 費 第一項 寄 附 費 第一項 寄 附 費...

昭和十年度廣島市元字品町歳入出豫算追加 廣島市長 横山金太郎

大山の遊歩道路を完成 (鳥取) 國立公園伯耆大山の登山者に利便を計るため鳥取縣林務課...

緑地景園三ヶ所設置 (東京市) 東京市では都心を距る五十キロ以内、山手線主要驛より約一時間、片道賃銀一圓以内のところに都座を洗ふ「市民の景園地」...

全國最初の奉仕公園 (大阪府) 「われらの公園はわれらの手で」を造園モットーとした奉仕公園がはじめて大阪市に出現した。

【彙報】

町正副總代就任認可 (自十二月十六日) 横川町二丁 總代 小田二郎...

衛生役員ニ對シ記念品ヲ傳達 (自昭和十年十二月九日) 福島町本通 衛生委員 川崎 留次...

大手町七元町評議員 熊野 心一 市會 草津東町元町評議員 島本 徳一...

大阪堺兩港をつなぐ 大運河を開設 (大阪府) 來る昭和十五年の春を期してわが國第一の商業港として完成する大大阪港と關西唯一の工業港として出現する堺港とを連結する大運河計畫が府第二次都計事業の一つとして立案、府會に上程され海邊大阪に新名所を加へることになった。

衛生組長ニ就任ヲ認可 (自昭和十年十二月十八日) 南三篠町 衛生組長 増田 源吉...

衛生役員ニ對シ記念品ヲ傳達 (自昭和十年十二月九日) 福島町本通 衛生委員 川崎 留次...

大手町七元町評議員 熊野 心一 市會 草津東町元町評議員 島本 徳一...

大阪堺兩港をつなぐ 大運河を開設 (大阪府) 來る昭和十五年の春を期してわが國第一の商業港として完成する大大阪港と關西唯一の工業港として出現する堺港とを連結する大運河計畫が府第二次都計事業の一つとして立案、府會に上程され海邊大阪に新名所を加へることになった。

衛生組長ニ就任ヲ認可 (自昭和十年十二月十八日) 南三篠町 衛生組長 増田 源吉...

衛生役員ニ對シ記念品ヲ傳達 (自昭和十年十二月九日) 福島町本通 衛生委員 川崎 留次...

大手町七元町評議員 熊野 心一 市會 草津東町元町評議員 島本 徳一...

大阪堺兩港をつなぐ 大運河を開設 (大阪府) 來る昭和十五年の春を期してわが國第一の商業港として完成する大大阪港と關西唯一の工業港として出現する堺港とを連結する大運河計畫が府第二次都計事業の一つとして立案、府會に上程され海邊大阪に新名所を加へることになった。



漁業組合同規約例解説

(三)

第十條 漁業組合同規約は依ル公告ハ本組合ノ揭示場ニ揭示シ且何回以上何新聞ニ掲載シテ之ヲ爲ス...

なつて、組合員の資格ある漁業者全部を網羅しようとする漁業協同組合の精神に副はぬからである...

第十六條 本組合ハ出資總額ノ何倍ニ對スル迄毎事業年度ノ剩餘金ノ何分ノ何以上ヲ準備金トシテ積立ツルモノトス...

四月から五ヶ年の年月要し昭和十五年に完成の豫定であるこの運河の完成の曉には大阪市西成住吉兩區及び堺市三寶の大地帯の開發進展に資するところ大なるものあらうと期待されて居る...

大淀の治水に百年の大計樹立

大阪府では府民の飲料水、工場地帯の工場用水、田圃の灌漑人尋常小學校電話開通番號

身體的機能及體格と運動能力との關係

訓導 吉岡信夫

目次

- 一、緒言
二、調査方法
1、體格検査の要領
2、運動能力測定の要領
三、調査成績
1、呼吸縮張の差と運動能力との關係
2、肺活量と運動能力との關係
3、脈搏數の差と運動能力との關係
4、血圧と運動能力との關係
5、握力と運動能力との關係
6、ビネー氏系數と運動能力との關係
7、身長と運動能力との關係
8、體重と運動能力との關係
9、ボロン・ハルト氏理想體重と運動能力との關係
10、胸圍と運動能力との關係
四、綜括及び結論
五、文獻
一、緒言
滿十三及び十四歳の男子兒童に對し諸種の運動能力を検査し、個人の體格諸要素と如何なる關係に

あるやを統計的に觀察せんとす

一、體格検査の要領

體格検査は昭和八年十一月四日より同月十六日に亘り毎日午後一時より四時に至る間一日一箇學級宛検査し、全検査人員男兒五七三名(十五歳三二五名、十四歳二四八名)に及んだ。

Table with columns for age (14, 13, 10), sex (male, female), and various physical measurements like height, weight, chest circumference, etc.

五十米疾走は平坦なる五十米直線コースに於て二人宛疾走せしめ、走者一名に對し計時員三名之れに當り、陸上競技規則に従つて各個人の時間を計測した、千米疾走は曲線コースを四人宛疾走せしめ計時員八名にて疾走者一名に對し二名の計時員を以てし、中間レコードを採用した。

Table with columns for age (14, 13, 10), sex (male, female), and various performance metrics like breathing difference, pulse rate, walking speed, etc.

市立淺野圖書館增加圖書

- 書名 著者名
法官餘談 三宅正太郎
生活文化ノ東西 鼓 常良
往來物分類目錄 岡村金太郎
物集高見全集自一卷至五卷 物集高見編
幽囚徒然草 三土 忠造
宗教・哲學
神道ト國民生活 河野 省三
聖德太子 稻葉 圓成
武家時代文學ニ現レタ日本精神 野村 八良
カナガキロンゴ 川瀨 一馬
西宮夷神研究 吉井 良秀
戊申詔書謹解 巖谷 季雄
愛國心 小笠原長生
猪狩 又藏
大御心 小林 一郎
信仰ノ體驗 佐藤鐵太郎
南傳大藏經 高楠博士功績記念會
第六卷一第七卷 長部經典
第二八卷一第三一巻 本生經
第四〇巻 無礙解道
文學・語學
支那語現代文ノ解釋 北村 小松
望空夜話 藤枝 文夫
釋迦トノ弟子 甲斐 靜也
漢文解釋法 塚本 哲三
國語市功勞者小傳 岡田健藏編
公府松方正義傳 徳富信一郎
ワガ七十年ヲ語ル(林權助述) 岩井尊人編
明治天皇ノ御杖 兒玉 四郎
商工會議所議員職員名簿 日本商工會議所編



廣島市社會事業第一回座談會

市社會課長(阿部秀高氏) 本日は多敷皆さん方の御賛同を得まして茲に廣島市社會事業第一回座談會を開催致します

外の至りであり、尙之等の事業に當つて居られる方々は多數の人の愛へ先立つて精神的に特殊な御方の特別の御盡力に依つて此の事業が今までは營まれて居ります

も之に對して多少の考へも考へて居られることと思ひます、私は突差のことでありまして只私の頭の中

學童榮養の歌
東京市學校醫會では次の如く學童榮養の歌を作製して衛生知識の普及に務めて居るが甚だよく出来て居る故掲載し参考に供して置く

指名が約五分間に致しまして指名として貰ひまして御意見を承ることに致しまして、左様御承知願ひます

廣島無料宿泊所長(下田廣次郎氏) 御指名と同時にどう云ふことについて話して見ようと、云ふ様に願へば大變話がしよと思ひます

座長(岡太學氏) それでは午前中の話題は社會事業の聯絡協調と云ふ様なことについての御意見が平素あらうと思ひますからそれを主體に一つ御願ひ致したいと思ひます

宇品學園長(伊藤惣介氏) 今日市主催で第一回の社會事業座談會を御開きになつたと云ふことは吾々社會事業に携つて居るものにとつては非常に有難いのであります

長さんから申されました話題につきましては最も現代社會事業界に於ける所の一番大事な有益な問題でありまして最近中央で開かれた

して色々分類してその立場に於て餘り事業に對して熱心である爲に却つて他の事業を知らない

たいと云ふ氣持を持つたのであります、さうしてその交渉を進めて居ります途中町の人達や學校の教員達の間に於いて育兒院と云ふものがどんなものであるかと云ふことを知らないで、非常に可愛想だ

- 赤十字病院建設に伴ふ社員募集状況(五)
自昭和十一年十二月一日
至同 卅一日
佩有功章社員芳名
(金壹千圓除出)
西觀音町 加藤 ウメ殿
特別社員芳名
(金五百圓除出)
己斐町 畑 保殿
(金貳百圓除出)
播磨屋町 中山 收造殿
革屋町 山脇三郎殿
大手町 齊藤 君代殿
堺町 梶 徳一殿
堺町 大西覺太郎殿
猿樂町 太田 誠一殿
立町 石田素四郎殿
播磨屋町 赤松又四郎殿
鹽屋町 加藤 豊殿
下柳町 兒玉 正良殿
土手町 楠 正彦殿
革屋町 西村 藤吉殿
舟入本町 桑原 市男殿
庚午町 中尾 健吾殿
南段原町 藤田 宣彦殿
南段原町 土井 豊吉殿
堺町 熊野芳太郎殿
東白鳥町 高龜 マス殿
堺町 山之内兼一殿
南段原町 大野 元吉殿
土手町 下石 素啓殿
古田町 橋本初太郎殿
西白鳥町 富樫 ツル殿
平塚町 横山アキ子殿



日本に布かれなくては到底本當の聯絡統制殊に社會事業の普及の目的は先づ幾等経つても、何十年何百年経ちましても本當の聯絡統制社會事業に對する普及は徹底しないといふは確信して居るのであります。のみならず常に經營難に喘いで居りますことについては、最も合理的な共同募金制度に致すことより他にないといふは實は私共は確信致して居るのでございます。其の共同募金につきましても素より具體的な詳細は話し盡くされたいと思ふのであります。いさゝか時間をおとしまして、越えて、いさゝか時間を戴きまして、越えて、いさゝか時間を致しましたならば、社會事業の一般に凡ての進展に即ち社會の正しき明るいことに貢献する事が幾らかでもありましたならば幸に存じます。譯であります。甚だ憚越でございますが、少くもその點を申さしめて戴くことに致します。極要點は印刷に附したものが御手許に廻つて居る様でございますから御参考を御批判を戴きたいと存じます。社會の凡ての文物制度が今日此の様に複雑化して爾來時代の進運に連れまして、凡ての物が改革改善致されまして化學的文物の進展と云ふものは實に驚く程でございます。すれに此の社會事業のことを考へますと此の全體組織制度につきましまして殆ど舊態の儘に放置されて居る様に存せられるのであります。

今日社會事業と申されては居りますけれどもその母體は全く慈善事業でありまして、此の様な精神的の事業にありましては何も歐米の化學文物制度を移しする様に只形骸のみを模倣致しする事は非常に慎まなければならぬことは皆様と共に同感に存するのであります。只茲に考へられます事は會て往時所謂慈善事業又は感化救濟事業と申されました時代と今日を比較致して見ますに、第一思想と申し社會の複雑化と云ふものは非常に異なつて參つて居るのであります。それでありまして舊態の斯業制度で今日此の複雑化の社會に溢れて居ります社會事業の對象たる凡ゆる方面の社會問題を取扱ひ或は防貧事業或は福利増進事業或は救貧救民事業等の社會事業を完全に行ひ所期の目的を達せんと致します事は到底至難でございます。ましてまことは明かなことであります。

市長諮問案答申書

一、養護施設に關する件  
 市内各小學校に特殊學級を新設し、弱視、難聴、虛弱兒、精神薄弱兒童を收容教育し特殊學校創設の前提とせられたし  
 二、夏季落葉は半落葉のみならず全落葉をも採用せられたし  
 三、夏季落葉は兒童の體質に應じ高地落葉をも採用せられたし  
 四、各校に兒童健康相談所を常設せられたし  
 五、身體検査に關する件  
 一、眼科、耳鼻科及齒科の身體検査には人工照明を設備せられたし  
 二、身體検査補助員に對し測定方法を正確に訓練せられたし  
 三、視力及色盲検査を尋常科第三學年以上に實施せられたし  
 四、月例發育調査を實施せられたし  
 五、體力検査を奨励せられたし  
 六、進學並に就職兒童の身體狀況に對し特に留意せられたし  
 七、要監察兒童疾病異常に對し一層の注意を拂はれたし  
 八、教員の保健衛生に留意せられたし

本市學校衛生醫會の市長諮問案答申

特に結核を早期に發見し早期治療の機構を確定せられたし  
 一、衛生思想普及に關する件  
 二、學校衛生週間に於て健康兒童の表彰、衛生講話、學校衛生標語の選定等を実施せられたし  
 三、學校衛生費に關する件  
 四、衛生費を増額し設備の完成を期せられたし  
 五、身體検査費は兒童數の増加に伴ひ毎年逐次増加せられたし  
 六、教授衛生の調査機關を設けられたし  
 七、學校建築に關する件  
 八、市醫を増員し各科並に齒科專門醫を採用し併せて各校に囑託學校醫を設置せられたし  
 九、心理學專門家を囑託し精神衛生の調査を開始せられたし

- |              |        |
|--------------|--------|
| 土手町          | 杉本 美子殿 |
| 二葉ノ里         | 井上力三郎殿 |
| 田中町          | 田村 操殿  |
| 天満町          | 金銅 久榮殿 |
| 榎町           | 楠原政之助殿 |
| 白鳥西中町        | 山香 タカ殿 |
| 鐵砲町          | 若山 富惠殿 |
| 西大工町         | 久保木 齊殿 |
| 愛宕町          | 柏原 辨一殿 |
| 山口町          | 佐伯易次郎殿 |
| 三條本町         | 吉田只五郎殿 |
| 天神町          | 石田 宇一殿 |
| 東白鳥町         | 寶理トモヨ殿 |
| 京橋町          | 齊藤助次郎殿 |
| 東魚屋町         | 熊谷 エミ殿 |
| 西大工町         | 佐伯朋一郎殿 |
| 特志寄附者芳名      |        |
| (金壹百圓也)      |        |
| 楠木町          | 村上 盛吉殿 |
| 寄附確定金額及町芳名   |        |
| 金壹百拾圓也(第一回分) |        |
| 東觀音町二丁目殿     |        |

### 廣島港輸出入貨物統計 (昭和十年十一月)

品名	單位	數量	價格	主要仕向地
植物及動物	百斤	五	七九三	滿洲、關東州
穀類、穀粉、種子	百斤	五	二、二五〇	滿洲、北支、關東州
飲食物及煙草	百斤	一七	一、〇三〇	關東州、滿洲
蔬菜	百斤	六	七四五	關東州、滿洲
昆布	百斤	四	一、六六九	關東州、滿洲
海苔	百斤	五	七、七二六	關東州、滿洲
味噌	百斤	四	一、二五〇	關東州、滿洲
清涼飲料水	百斤	五	五、三三三	滿洲、北支、中支、關東州
清酒	石	五	五、三三三	滿洲、北支、中支、關東州
啤酒	石	五	二、一八一	關東州、滿洲
油脂蠟、同製品	百斤	一	二、四九五	關東州、滿洲、北支
藥材	百斤	五	七五	關東州
染料、顔料、塗料	百斤	一	一、〇一〇	關東州、滿洲
絲繩、其ノ他	百斤	四	三、三三三	滿洲
麻糸	百斤	一	七五	關東州
其ノ他糸紐類	百斤	一	五、七二六	關東州、滿洲
打綿及屑綿糸	百斤	一	二、〇	關東州、滿洲
其ノ他	百斤	一	二、〇	關東州、滿洲

品名	單位	數量	價格	主要仕向地
布綿及同製品	方碼	五	一〇五	關東州、滿洲
綿織物	打	三〇	二	關東州
人絹織物	打	一	五五	關東州
蒲團	打	九	七三	關東州
漁網	打	一	三、八七三	關東州、滿洲、北支
其ノ他	打	五	五	關東州
衣類及附屬品	打	六	一三三	關東州
靴	打	一	五〇	滿洲
足袋	打	二	一一	關東州、滿洲
スリッパ	打	二	一、一七二	關東州、北支
運動靴	打	一	一、八八六	關東州、北支
草履	打	一	一、〇三〇	關東州、北支
其ノ他履物	打	一	一、〇三〇	關東州、北支
紙、パルプ、同製品	百斤	五	一、〇三〇	滿洲、關東州
包裝用紙	百斤	四	一、三三	關東州、北支
其ノ他紙	百斤	一	一、〇三〇	關東州、滿洲
書籍及雜誌	百斤	一	一、〇三〇	關東州、滿洲
其ノ他印刷物	百斤	一	一、〇三〇	關東州、滿洲
セメント袋	百斤	一	一、〇三〇	關東州、滿洲
其ノ他紙製品	百斤	一	一、〇三〇	關東州、滿洲
礦物及同製品	百斤	一	一、〇三〇	關東州、滿洲
陶磁器及硝子類	打	一	一、〇三〇	關東州、滿洲











# 日本赤十字社廣島支部 救護看護婦生徒志願者心得

## 目 的

一 日本赤十字社救護看護婦生徒（以下単に生徒と稱す）の養成は赤十字主義精神の涵養を基礎とし傷者病者の看護に關する學術並に赤十字事業及陸海軍衛生勤務の要領を教授するを以て目的とす

## 受 験 資 格

二年 齡 生徒志願者は年齡十七年（高等小學卒業者は十六年以上）以上二十年未滿とす（日を以て計算す）  
體 格 身長一、四六メートル（四、八二尺）體重四一、〇キログラム（一〇、九四〇貫）以上にして身體強健發病の虞なき者とす  
學 力 高等女學校卒業若しくは之と同等以上の學力を有すと認む者

## 受 験 手 続

- 三 生徒志願者は願書に左記書類を添へ一月三十一日迄に當支部に差出すべし
  - 一 本人の自書したる履歴書
  - 二 最終學校の卒業證明書（在學の者は在學證明書）
  - 三 戸籍謄本（抄本にあらず）
  - 四 一年以内に撮影したる手札形寫眞
- 四 試験の種類左の如し
  - 第一 身體 檢 査
  - 第二 學 科 試 験
    - 一 國 語
    - 二 數 學
    - 三 理 科
    - 三 試 問
  - 第三 試 問

學科試験は高等女學校卒業程度に依る

試験期日は之を出願者に通知す

五 身體検査に合格したる者に就き學科試験及試問を行ふ身體検査及學科試験中其の成績不良なる者あるときは其の都度之を除き爾餘の検査試験を行はず

## 採 用

六 採用試験の合格者中より所要の人員を採用す  
採用に決したる者は其の旨本人に通知す  
採用せられざるも豫備員として通知を受けたる者は其の年四月末日迄に生徒の缺員ありたるとき更に身體検査を行ひ之を採用することあるべし

## 生 徒 の 養 成

七 生徒は日本赤十字社支部病院に於て之を養成す又陸海軍病院に派遣して各其の勤務を見學せしむ  
八 生徒の養成期間は三箇年間として入學期を四月一日とす但し戰時事變の際は之を變更することあるべし  
生徒にして在學中成績佳良の見込ある者には第二學年より産婆學を兼修せしむ

## 在 學 中 の 費 用

九 生徒には在學中社費を以て左の通り學費又は物品を給與若しくは貸與す  
（給與） 學費、月手當及現食、教科書用圖書、看護衣、看護帽、靴  
（貸與） 帽、衣袴、外套  
一〇 生徒に旅行を命じたる時は旅費を給す  
一一 生徒傷病を受け又は疾病に罹りたる時は社費を以て治療す

## 卒 業 者

- 一二 卒業者は無試験にて看護婦及産婆の免許状を受く
- 一三 卒業後十二箇年間救護看護婦として戰時、事變又は災害救護其の他演習、講習、點呼の際何時にても召集に應ずる義務を負ふものとす戰時、事變又災害救護其の他の爲召集中は一定の俸給又は手當を給與す
- 一四 卒業後學術及勤務の成績良好且部下取締の才能ありと認むる者は志願に依り更に一箇年間救護看護婦候補生、社會看護婦生徒又は外國語生として養成することあるべし
- 一五 救護看護婦生徒は卒業後壹箇年間廣島支部又は指定の場所に就職するの義務あるものとす
- 一六 尚詳細は日本赤十字社廣島支部（千田町電話四二八 五一四九番）同廣島市委員部（廣島市廳内、電話五三〇〇番）へ問合せられたし





選挙に現はせ日本精神

# 廣島市報

號九十七第

刷印日三十二月一年一十和昭  
行發日五十二月一年一十和昭  
錢 券 金 部 一 } 價 定  
錢 拾 七 金 年 一 }

所 役 市 島 廣 所 行 發  
所 販 活 場 見 田 地 式 株 人 行 發  
地 番 一 目 丁 七 町 手 大 市 島 廣 所 刷 印  
地 番 一 目 丁 七 町 手 大 市 島 廣 所 刷 印  
地 番 一 目 丁 七 町 手 大 市 島 廣 所 刷 印

守れ一票國の爲  
よ選  
そろつて正しく

## 【目次】

- ◇ 選挙に現はせ日本精神…………… 四七
- ◇ 條 例…………… 四八
- ◇ 告 示…………… 四八
- ◇ 示 達…………… 四三
- ◇ 本年最初の選挙肅正講演會開催…………… 四三  
挨拶 鈴木敬一氏、破れよ積弊 大森佳  
一氏、選挙人の自覺を望む 小山松吉氏  
選挙肅正 永田秀次郎氏、横山市長の閉  
會の辭
- ◇ 第二回選挙肅正委員會開催…………… 四一
- ◇ 選挙肅正懇談會…………… 四三
- ◇ 尿尿汲取直營など…………… 四三
- ◇ 廣島市保健施設の現在及將來…………… 四三
- ◇ 流行性感胃に就て…………… 四三



【條例】

廣島市會ノ議決ヲ經昭和七年度廣島市都市計畫事業公債條例中改正條例左ノ通り定ム  
昭和十一年一月十四日  
廣島市長 横山金太郎

廣島市條例第一號

昭和七年度廣島市都市計畫事業公債條例中改正條例

昭和八年二月廣島市條例第二號昭和七年度廣島市都市計畫事業公債條例中左ノ通り改正ス

第七條中償還年次表ヲ別表ノ通り改ム

昭和七年度廣島市都市計畫事業公債償還年次表

(利子年五分五厘)

Table with columns: 年度 (Year), 償還 (Redemption), 元金 (Principal), 利子 (Interest), 計 (Total). Rows for years 昭和十一年 to 昭和二十一年.

Table with columns: 昭和二十二年, 昭和三十二年, 昭和三十四年, 昭和三十五年. Rows for interest and principal amounts.

廣島市條例第二號

廣島市會ノ議決ヲ經廣島市尿尿汲取手数料條例左ノ通り定ム  
昭和十一年一月十七日  
廣島市長 横山金太郎

第一條 本市ハ汚物掃除法並ニ命令ノ定ムル所ニ依リ尿尿ノ汲取、運搬ヲ委託スル者ヨリ手数料ヲ徴收ス  
第二條 手数料ハ一荷ニ付金貳拾錢以内ニ於テ市長之ヲ定ム一荷ノ容量ハ四斗トス但シ一荷未滿ト雖モ一荷ト看做ス  
第三條 市長ニ於テ特別ノ事由アリト認ムルトキハ手数料ヲ免除スルコトヲ得  
第四條 本條例施行ニ關スル細則ハ別ニ之ヲ定ム

廣島市告示甲第三號

廣島市尿尿汲取手数料條例施行細則制定ノ件  
昭和十一年一月十七日  
廣島市長 横山金太郎

本條例ハ昭和十一年二月一日ヨリ之ヲ施行ス

【告示】

廣島市尿尿汲取手数料免除願  
廣島市尿尿汲取手数料條例第三條並ニ同施行細則第五條ニ依リ手数料免除相成度左記ニ依リ相願候也

廣島市尿尿汲取手数料條例施行細則

- 第一條 尿尿汲取手数料ハ一荷ニ付金拾五錢トス
第二條 汲取ヲ受ケントスル者ハ尿尿汲取申込書(第一號様式)ニ手数料ニ相當スル金額ノ收入證紙ヲ貼付シ提出スベシ
第三條 手数料ヲ納付シタル者ニハ尿尿汲取券(第二號様式)ヲ交付ス
第四條 市ハ汲取ノ申込アリタル日ヨリ三日以内ニ汲取ヲ爲スモノトス
第五條 手数料ノ免除ヲ受ケントスル者ハ尿尿汲取手数料免除願(第三號様式)ニ衛生上ノ理由ニ依ルモノニ在リテハ衛生組長其ノ他ニ在リテハ方面委員ノ證明ヲ得テ市長ノ許可ヲ受クベシ

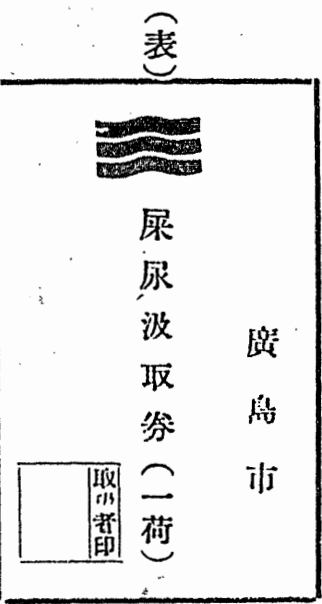
本則ハ廣島市尿尿汲取手数料條例施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則

Table for urine collection application form with columns: 申込年月日, 住所, 職業, 氏名, 日標, 料數, 收入證紙貼布欄.

(第二號様式)

注意 ※欄ニハ洩レナク記入御差出シ下サイ



一、本券ハ本市發行ノ收入證紙拾五錢貼布申込ヲナシタル者ニ交付ス
二、汲取ヲ終了シタルトキハ一荷(二樽)ニ付本券一枚ヲ汲取人ニ交付セラルベシ
三、本券ニ取扱者印ナキモノハ無効トス

(第三號様式)

Table for exemption application with columns: 氏名, 世帯, 職, 年齢, 免除事由.

廣島市長 殿 方面委員 氏 名
衛生組長 氏 名

廣島市告示甲第四號
廣島縣知事ノ承認ヲ得選舉運動ノ爲ニスル演說會ニ關シ公營スベキ施設ノ程度等ノ件  
昭和十一年一月十七日  
廣島市長 横山金太郎

選舉運動ノ爲ニスル演說會ニ關シ公營スベキ施設ノ程度等ニ關スル件  
第一條 衆議院議員選舉法施行令(以下單ニ施行令ト稱ス)第八十一條ノ二第二項及之ヲ准用スル同令第八十三條ノ規定ニ依リ公營ヲ爲スベキ施設ノ程度等ヲ定ムルコト左ノ如シ

Table for election facilities with columns: 會場, 依ル區分, 種類, 照明, 上程, 度.

Table for election facilities with columns: 廣島市公會堂, 牛田尋常小學校, 第一號室, 第二號室, etc.



廣島市商業學校 第一號教室 一室 同 四十五坪 付百ワット三燈	廣島市高等女學校 第六號教室 一室 同 百三十七坪 付二百ワット六燈 百四十四坪 付二百ワット六燈 二十坪 付電燈臨時取付百ワット一燈	第二高等小學校 和裁縫教室 一室 同 百三十七坪 付二百ワット九燈入口三十ワット一燈	第一高等小學校 作法教室 一室 同 百三十七坪 付二百ワット九燈入口三十ワット一燈	草津高等小學校 作法教室 一室 同 百三十七坪 付二百ワット九燈入口三十ワット一燈	古田高等小學校 第一號教室 一室 同 六十坪 付百ワット五燈	己斐高等小學校 第一號教室 一室 同 六十坪 付百ワット五燈	三條高等小學校 作法教室 一室 同 六十坪 付百ワット五燈	大芝高等小學校 第四號教室 一室 同 六十坪 付百ワット五燈	福島高等小學校 第四號教室 一室 同 六十坪 付百ワット五燈	觀音高等小學校 裁縫教室 一室 同 六十坪 付百ワット五燈	天滿高等小學校 第二號教室 一室 同 六十坪 付百ワット五燈	江波高等小學校 第四號教室 一室 同 六十坪 付百ワット五燈
--	--	---	--	--	---	---	--	---	---	--	---	---

荒神町高等小學校 裁縫教室 一室 同 百二十一坪 付二百ワット三燈入口十燭光	尾長高等小學校 第一號教室 一室 同 百二十一坪 付二百ワット三燈入口十燭光	矢賀高等小學校 第一號教室 一室 同 百二十一坪 付二百ワット三燈入口十燭光	青崎高等小學校 第二號教室 一室 同 百二十一坪 付二百ワット三燈入口十燭光	段原高等小學校 第一號教室 一室 同 百二十一坪 付二百ワット三燈入口十燭光	比治山高等小學校 第一號教室 一室 同 百二十一坪 付二百ワット三燈入口十燭光	皆實高等小學校 第一號教室 一室 同 百二十一坪 付二百ワット三燈入口十燭光	仁保高等小學校 第一號教室 一室 同 百二十一坪 付二百ワット三燈入口十燭光	大河高等小學校 第一號教室 一室 同 百二十一坪 付二百ワット三燈入口十燭光	楠那高等小學校 第一號教室 一室 同 百二十一坪 付二百ワット三燈入口十燭光	宇品高等小學校 第一號教室 一室 同 百二十一坪 付二百ワット三燈入口十燭光	宇品高等小學校 第一號教室 一室 同 百二十一坪 付二百ワット三燈入口十燭光
---	---	---	---	---	--	---	---	---	---	---	---

廣島市公會堂 第一號教室 一室 同 五十坪 付百ワット三燈	牛田高等小學校 第一號教室 一室 同 五十坪 付百ワット三燈	荒神町高等小學校 第一號教室 一室 同 五十坪 付百ワット三燈	尾長高等小學校 第一號教室 一室 同 五十坪 付百ワット三燈	矢賀高等小學校 第一號教室 一室 同 五十坪 付百ワット三燈	青崎高等小學校 第一號教室 一室 同 五十坪 付百ワット三燈	段原高等小學校 第一號教室 一室 同 五十坪 付百ワット三燈	比治山高等小學校 第一號教室 一室 同 五十坪 付百ワット三燈	皆實高等小學校 第一號教室 一室 同 五十坪 付百ワット三燈	仁保高等小學校 第一號教室 一室 同 五十坪 付百ワット三燈	大河高等小學校 第一號教室 一室 同 五十坪 付百ワット三燈	楠那高等小學校 第一號教室 一室 同 五十坪 付百ワット三燈	宇品高等小學校 第一號教室 一室 同 五十坪 付百ワット三燈
--	---	--	---	---	---	---	--	---	---	---	---	---

似島高等小學校 第四號教室 一室 同 五十坪 付百ワット三燈	白鳥高等小學校 第一號教室 一室 同 五十坪 付百ワット三燈	帆町高等小學校 第一號教室 一室 同 五十坪 付百ワット三燈	袋町高等小學校 第一號教室 一室 同 五十坪 付百ワット三燈	竹屋高等小學校 第一號教室 一室 同 五十坪 付百ワット三燈	大手町高等小學校 第一號教室 一室 同 五十坪 付百ワット三燈	千田高等小學校 第一號教室 一室 同 五十坪 付百ワット三燈	中島高等小學校 第一號教室 一室 同 五十坪 付百ワット三燈	廣瀬高等小學校 第一號教室 一室 同 五十坪 付百ワット三燈	本川高等小學校 第一號教室 一室 同 五十坪 付百ワット三燈	神崎高等小學校 第一號教室 一室 同 五十坪 付百ワット三燈	舟入高等小學校 第一號教室 一室 同 五十坪 付百ワット三燈
---	---	---	---	---	--	---	---	---	---	---	---

二、演壇

種類及程度







福島高等小學校	觀音高等小學校	天満高等小學校	江波高等小學校	舟入尋常小學校	神崎高等小學校	本川高等小學校	廣瀬高等小學校	中島高等小學校	千田高等小學校
雨天體操場	雨天體操場	雨天體操場	雨天體操場	雨天體操場	雨天體操場	雨天體操場	雨天體操場	雨天體操場	雨天體操場
卓子一臺	卓子一臺	卓子一臺	卓子一臺	卓子一臺	卓子一臺	卓子一臺	卓子一臺	卓子一臺	卓子一臺
電燈六十ワット一燈	電燈六十ワット一燈	電燈六十ワット一燈	電燈六十ワット一燈	電燈六十ワット一燈	電燈六十ワット一燈	電燈六十ワット一燈	電燈六十ワット一燈	電燈六十ワット一燈	電燈六十ワット一燈
荒神町高等小學校	牛田高等小學校	廣島市公會堂	廣島市高等女學校	第二高等小學校	第一高等小學校	草津高等小學校	古田高等小學校	己斐高等小學校	三篠高等小學校
雨天體操場	雨天體操場	雨天體操場	雨天體操場	雨天體操場	雨天體操場	雨天體操場	雨天體操場	雨天體操場	雨天體操場
卓子一臺	卓子一臺	卓子一臺	卓子一臺	卓子一臺	卓子一臺	卓子一臺	卓子一臺	卓子一臺	卓子一臺
電燈六十ワット一燈	電燈六十ワット一燈	電燈六十ワット一燈	電燈六十ワット一燈	電燈六十ワット一燈	電燈六十ワット一燈	電燈六十ワット一燈	電燈六十ワット一燈	電燈六十ワット一燈	電燈六十ワット一燈

四二五

皆實高等小學校	比治山尋常小學校	段原高等小學校	青崎高等小學校	矢賀尋常小學校	尾長高等小學校	荒神町高等小學校	牛田高等小學校	廣島市公會堂	廣島市商業學校
雨天體操場	雨天體操場	雨天體操場	雨天體操場	雨天體操場	雨天體操場	雨天體操場	雨天體操場	雨天體操場	雨天體操場
卓子一臺	卓子一臺	卓子一臺	卓子一臺	卓子一臺	卓子一臺	卓子一臺	卓子一臺	卓子一臺	卓子一臺
電燈六十ワット一燈	電燈六十ワット一燈	電燈六十ワット一燈	電燈六十ワット一燈	電燈六十ワット一燈	電燈六十ワット一燈	電燈六十ワット一燈	電燈六十ワット一燈	電燈六十ワット一燈	電燈六十ワット一燈
大手町高等小學校	竹屋高等小學校	袋町高等小學校	磯町高等小學校	白鳥高等小學校	似島高等小學校	宇品高等小學校	楠那高等小學校	大河高等小學校	仁保高等小學校
雨天體操場	雨天體操場	雨天體操場	雨天體操場	雨天體操場	雨天體操場	雨天體操場	雨天體操場	雨天體操場	雨天體操場
卓子一臺	卓子一臺	卓子一臺	卓子一臺	卓子一臺	卓子一臺	卓子一臺	卓子一臺	卓子一臺	卓子一臺
電燈六十ワット一燈	電燈六十ワット一燈	電燈六十ワット一燈	電燈六十ワット一燈	電燈六十ワット一燈	電燈六十ワット一燈	電燈六十ワット一燈	電燈六十ワット一燈	電燈六十ワット一燈	電燈六十ワット一燈

四二四

五、會場表示方法

表 示 方 法

「衆議院議員候補者何某演說會場」ト記載セル標札







八、下 足

廣島市公會堂ヲ演說會場トスル場合ニ限リ、履物包装用トシテ古新聞紙ヲ備フ

第二條 前條ノ施設ハ左ノ場所ニ付之ヲ行フ

- (一)廣島市公會堂
  - 一室ヲ使用スル場合 第一號室
  - 二室ヲ使用スル場合 第五・六號室
  - 四室ヲ使用スル場合 第三・四號室
  - 五室ヲ使用スル場合 第五・六號室
- (二)廣島市立學校
  - 一、牛田尋常高等小學校
    - 一教室ヲ使用スル場合 裁縫教室
    - 二教室ヲ使用スル場合 第十四號教室
    - 三教室ヲ使用スル場合 第十四號教室
  - 二、荒神町尋常高等小學校
    - 一教室ヲ使用スル場合 裁縫教室
    - 二教室ヲ使用スル場合 第二十四號教室
  - 三、尾長尋常高等小學校
    - 一教室ヲ使用スル場合 裁縫教室
  - 四、矢賀尋常小學校
    - 一教室ヲ使用スル場合 第四號教室
  - 五、青崎尋常高等小學校
    - 一教室ヲ使用スル場合 第一號教室
    - 二教室ヲ使用スル場合 第二號教室
    - 三教室ヲ使用スル場合 第二號教室
    - 四教室ヲ使用スル場合 第五號教室
    - 五教室ヲ使用スル場合 第六號教室
  - 六、比治山尋常小學校
    - 一教室ヲ使用スル場合 裁縫教室
    - 二教室ヲ使用スル場合 第十一號教室
  - 七、仁保尋常高等小學校
    - 一教室ヲ使用スル場合 第十一號教室
  - 八、皆賀尋常高等小學校
    - 一教室ヲ使用スル場合 第十一號教室
  - 九、大河尋常高等小學校
    - 一教室ヲ使用スル場合 工業教室
    - 二教室ヲ使用スル場合 唱歌教室
  - 十、楠那尋常高等小學校
    - 一教室ヲ使用スル場合 第二號教室

- 一、神崎尋常高等小學校
  - 雨天體操場 一教室ヲ使用スル場合 第十六號教室
- 二、舟入尋常小學校
  - 一教室ヲ使用スル場合 第四號教室
- 三、江波尋常高等小學校
  - 雨天體操場 一教室ヲ使用スル場合 第四號教室
- 四、天滿尋常高等小學校
  - 雨天體操場 一教室ヲ使用スル場合 第二十九號教室
- 五、觀音尋常高等小學校
  - 雨天體操場 一教室ヲ使用スル場合 裁縫教室
- 六、福島尋常高等小學校
  - 雨天體操場 一教室ヲ使用スル場合 第四號教室
- 七、大芝尋常小學校
  - 雨天體操場 一教室ヲ使用スル場合 裁縫教室
- 八、三篠尋常高等小學校
  - 雨天體操場 一教室ヲ使用スル場合 作法教室
- 九、己斐尋常高等小學校
  - 雨天體操場 一教室ヲ使用スル場合 第一號教室
- 十、古田尋常高等小學校
  - 一教室ヲ使用スル場合 第三號教室
  - 二教室ヲ使用スル場合 第二號教室
  - 三教室ヲ使用スル場合 第一號教室
- 十一、草津尋常高等小學校
  - 雨天體操場 一教室ヲ使用スル場合 裁縫教室
- 十二、第一高等小學校
  - 雨天體操場 一教室ヲ使用スル場合 作法教室
- 十三、第二高等小學校
  - 雨天體操場 一教室ヲ使用スル場合 作法教室
- 十四、雨天體操場
  - 一教室ヲ使用スル場合 和裁縫教室

- 一、廣島市高等女學校
  - 雨天體操場 一教室ヲ使用スル場合 第一號教室
- 二、廣島市商業學校
  - 武道場 一教室ヲ使用スル場合 第六號教室
- 三、廣島市公會堂
  - 一教室ヲ使用スル場合 第一號教室
  - 二教室ヲ使用スル場合 第一號教室
  - 三教室ヲ使用スル場合 第一號教室
  - 四教室ヲ使用スル場合 第一號教室
  - 五教室ヲ使用スル場合 第一號教室
  - 六教室ヲ使用スル場合 第一號教室
  - 七教室ヲ使用スル場合 第一號教室
  - 八教室ヲ使用スル場合 第一號教室
  - 九教室ヲ使用スル場合 第一號教室
  - 十教室ヲ使用スル場合 第一號教室
  - 十一教室ヲ使用スル場合 第一號教室
  - 十二教室ヲ使用スル場合 第一號教室
  - 十三教室ヲ使用スル場合 第一號教室
  - 十四教室ヲ使用スル場合 第一號教室
  - 十五教室ヲ使用スル場合 第一號教室
  - 十六教室ヲ使用スル場合 第一號教室
  - 十七教室ヲ使用スル場合 第一號教室
  - 十八教室ヲ使用スル場合 第一號教室
  - 十九教室ヲ使用スル場合 第一號教室
  - 二十教室ヲ使用スル場合 第一號教室
  - 二十一教室ヲ使用スル場合 第一號教室
  - 二十二教室ヲ使用スル場合 第一號教室
  - 二十三教室ヲ使用スル場合 第一號教室
  - 二十四教室ヲ使用スル場合 第一號教室
  - 二十五教室ヲ使用スル場合 第一號教室
  - 二十六教室ヲ使用スル場合 第一號教室
  - 二十七教室ヲ使用スル場合 第一號教室
  - 二十八教室ヲ使用スル場合 第一號教室
  - 二十九教室ヲ使用スル場合 第一號教室
  - 三十教室ヲ使用スル場合 第一號教室
  - 三十一教室ヲ使用スル場合 第一號教室
  - 三十二教室ヲ使用スル場合 第一號教室
  - 三十三教室ヲ使用スル場合 第一號教室
  - 三十四教室ヲ使用スル場合 第一號教室
  - 三十五教室ヲ使用スル場合 第一號教室
  - 三十六教室ヲ使用スル場合 第一號教室
  - 三十七教室ヲ使用スル場合 第一號教室
  - 三十八教室ヲ使用スル場合 第一號教室
  - 三十九教室ヲ使用スル場合 第一號教室
  - 四十教室ヲ使用スル場合 第一號教室
  - 四十一教室ヲ使用スル場合 第一號教室
  - 四十二教室ヲ使用スル場合 第一號教室
  - 四十三教室ヲ使用スル場合 第一號教室
  - 四十四教室ヲ使用スル場合 第一號教室
  - 四十五教室ヲ使用スル場合 第一號教室
  - 四十六教室ヲ使用スル場合 第一號教室
  - 四十七教室ヲ使用スル場合 第一號教室
  - 四十八教室ヲ使用スル場合 第一號教室
  - 四十九教室ヲ使用スル場合 第一號教室
  - 五十教室ヲ使用スル場合 第一號教室

一、廣島市高等女學校  
雨天體操場 一教室ヲ使用スル場合 第六號教室

一、廣島市商業學校  
武道場 一教室ヲ使用スル場合 第一號教室

第三條 施行令第八十一條ノ二第四項又ハ之ヲ准用スル同令第八十三條ノ規定ニ依リ公營ヲ受クル施設ニ附加シテ申請者自ラ施設スル場合ハ使用ノ日ノ前日午後四時迄ニ該施設ノ要領ヲ届出ツベシ

附 則  
本則ハ次ノ總選舉ヨリ之ヲ施行ス

●廣島市告示第五號  
廣島縣知事ノ承認ヲ得衆議院議員選舉法施行令第八十一條ノ三第二項及之ヲ准用スル同令第八十三條ノ規定ニ依ル費用額ニ關スル件左ノ通り定ム  
昭和十一年一月十七日 廣島市長 横山 金太郎

衆議院議員選舉法施行令第八十一條ノ三第二項及之ヲ准用スル費用額ニ關スル件  
衆議院議員選舉法施行令第八十一條ノ三第二項及之ヲ准用スル同令第八十三條ノ規定ニ依リ納付スベキ費用額ヲ左ノ通り定ム次ノ總選舉ヨリ之ヲ施行ス

種別	坪數ニ依ル區別	納付スベキ費用額	備考
廣島市公會堂	百坪以上	三〇〇・五〇〇	電燈常設
	五十坪以上	二〇〇・三〇〇	電燈常設
牛田尋常小學校	六十坪以上	二〇〇・三〇〇	電燈常設
	三十坪以上	一〇〇・一五〇	電燈常設
荒神町尋常小學校	六十坪以上	一〇〇・一五〇	電燈常設
	三十坪以上	五〇・七五	電燈常設



大芝尋常小學校	同	教	室	三十坪未滿	一〇〇・一五	電燈常設	第一號教室一室	二十坪
福島尋常小學校	同	教	室	三十坪未滿	一〇〇・一五	電燈常設	第一號教室一室	二十坪
觀音尋常小學校	同	教	室	三十坪未滿	一〇〇・一五	電燈常設	第一號教室一室	二十坪
天滿尋常小學校	同	教	室	三十坪未滿	一〇〇・一五	電燈常設	第一號教室一室	二十坪
江波尋常小學校	同	教	室	三十坪未滿	一〇〇・一五	電燈常設	第一號教室一室	二十坪
舟入尋常小學校	同	教	室	三十坪未滿	一〇〇・一五	電燈常設	第一號教室一室	二十坪
神崎尋常小學校	同	教	室	三十坪未滿	一〇〇・一五	電燈常設	第一號教室一室	二十坪
本川尋常小學校	同	教	室	三十坪未滿	一〇〇・一五	電燈常設	第一號教室一室	二十坪
廣瀨尋常小學校	同	教	室	三十坪未滿	一〇〇・一五	電燈常設	第一號教室一室	二十坪
中島尋常小學校	同	教	室	三十坪未滿	一〇〇・一五	電燈常設	第一號教室一室	二十坪

三篠尋常小學校	同	教	室	三十坪未滿	一〇〇・一五	電燈常設	第一號教室一室	二十坪
己斐尋常小學校	同	教	室	三十坪未滿	一〇〇・一五	電燈常設	第一號教室一室	二十坪
古田尋常小學校	同	教	室	三十坪未滿	一〇〇・一五	電燈常設	第一號教室一室	二十坪
草津尋常小學校	同	教	室	三十坪未滿	一〇〇・一五	電燈常設	第一號教室一室	二十坪
第一高等小學校	同	教	室	三十坪未滿	一〇〇・一五	電燈常設	第一號教室一室	二十坪
第二高等小學校	同	教	室	三十坪未滿	一〇〇・一五	電燈常設	第一號教室一室	二十坪
廣島市高等女學校	同	教	室	三十坪未滿	一〇〇・一五	電燈常設	第一號教室一室	二十坪
廣島市商業學校	同	教	室	三十坪未滿	一〇〇・一五	電燈常設	第一號教室一室	二十坪

尾長尋常小學校	同	教	室	三十坪未滿	一〇〇・一五	電燈常設	第一號教室一室	二十坪
矢賀尋常小學校	同	教	室	三十坪未滿	一〇〇・一五	電燈常設	第一號教室一室	二十坪
青崎尋常小學校	同	教	室	三十坪未滿	一〇〇・一五	電燈常設	第一號教室一室	二十坪
段原尋常小學校	同	教	室	三十坪未滿	一〇〇・一五	電燈常設	第一號教室一室	二十坪
比治山尋常小學校	同	教	室	三十坪未滿	一〇〇・一五	電燈常設	第一號教室一室	二十坪
皆實尋常小學校	同	教	室	三十坪未滿	一〇〇・一五	電燈常設	第一號教室一室	二十坪
仁保尋常小學校	同	教	室	三十坪未滿	一〇〇・一五	電燈常設	第一號教室一室	二十坪
大河尋常小學校	同	教	室	三十坪未滿	一〇〇・一五	電燈常設	第一號教室一室	二十坪
楠那尋常小學校	同	教	室	三十坪未滿	一〇〇・一五	電燈常設	第一號教室一室	二十坪

宇品尋常小學校	同	教	室	三十坪未滿	一〇〇・一五	電燈常設	第一號教室一室	二十坪
似島尋常小學校	同	教	室	三十坪未滿	一〇〇・一五	電燈常設	第一號教室一室	二十坪
白島尋常小學校	同	教	室	三十坪未滿	一〇〇・一五	電燈常設	第一號教室一室	二十坪
織町尋常小學校	同	教	室	三十坪未滿	一〇〇・一五	電燈常設	第一號教室一室	二十坪
袋町尋常小學校	同	教	室	三十坪未滿	一〇〇・一五	電燈常設	第一號教室一室	二十坪
竹屋尋常小學校	同	教	室	三十坪未滿	一〇〇・一五	電燈常設	第一號教室一室	二十坪
大手町尋常小學校	同	教	室	三十坪未滿	一〇〇・一五	電燈常設	第一號教室一室	二十坪
千田尋常小學校	同	教	室	三十坪未滿	一〇〇・一五	電燈常設	第一號教室一室	二十坪



●廣島市告示第六號
市部所得調査委員八百常昭昭和十一年一月九日死亡ニ依リ左ノ通り補充シタル旨
廣島稅務署長ヨリ通知アリタリ
所得調査委員 田島 倉造
昭和十一年一月十八日
廣島市長 横山金太郎

●廣島市告示第七號

昭和十一年二月二十日執行ノ衆議院議員選舉ニ關シ衆議院議員選舉法施行令第二十八條ノ規定ニ依リ證明書ノ交付ハ毎日午前九時ヨリ午後四時三十分迄之ヲ取扱フ
昭和十一年一月二十二日
廣島市長 横山金太郎

●第一投票區投票管理告示第一號

昭和十一年二月二十日執行ノ衆議院議員選舉ニ關シ衆議院議員選舉法施行令第二十七條ノ規定ニ依リ請求ヲ爲シタル者ニ對スル投票用紙及投票用封筒ノ直接交付並同令第三十一條ノ規定ニ依リ投票ハ毎日午前九時ヨリ午後四時三十分迄廣島市役所ニ於テ之ヲ取扱フ
昭和十一年一月二十二日
廣島縣廣島市衆議院議員
第一投票區投票管理告示第一號
廣島市長 谷山源陸

●第二投票區投票管理告示第一號

昭和十一年二月二十日執行ノ衆議院議員選舉ニ關シ衆議院議員選舉法施行令第二十七條ノ規定ニ依リ請求ヲ爲シタル者ニ對スル投票用紙及投票用封筒ノ直接交付並同令第三十一條ノ規定ニ依リ投票ハ毎日午前九時ヨリ午後四時三十分迄廣島市役所ニ於テ之ヲ取扱フ
昭和十一年一月二十二日
廣島縣廣島市衆議院議員
第二投票區投票管理告示第一號
廣島市長 山源陸

廣島縣廣島市衆議院議員
第二投票區投票管理告示第一號
廣島市長 黒河房五郎

●第三投票區投票管理告示第一號

昭和十一年二月二十日執行ノ衆議院議員選舉ニ關シ衆議院議員選舉法施行令第二十七條ノ規定ニ依リ請求ヲ爲シタル者ニ對スル投票用紙及投票用封筒ノ直接交付並同令第三十一條ノ規定ニ依リ投票ハ毎日午前九時ヨリ午後四時三十分迄廣島市役所ニ於テ之ヲ取扱フ
昭和十一年一月二十二日
廣島縣廣島市衆議院議員
第三投票區投票管理告示第一號
廣島市長 西川秀一

●第四投票區投票管理告示第一號

昭和十一年二月二十日執行ノ衆議院議員選舉ニ關シ衆議院議員選舉法施行令第二十七條ノ規定ニ依リ請求ヲ爲シタル者ニ對スル投票用紙及投票用封筒ノ直接交付並同令第三十一條ノ規定ニ依リ投票ハ毎日午前九時ヨリ午後四時三十分迄廣島市役所ニ於テ之ヲ取扱フ
昭和十一年一月二十二日
廣島縣廣島市衆議院議員
第四投票區投票管理告示第一號
廣島市長 平本博衛

●第五投票區投票管理告示第一號

昭和十一年二月二十日執行ノ衆議院議員選舉ニ關シ衆議院議員選舉法施行令第二十七條ノ規定ニ依リ請求ヲ爲シタル者ニ對スル投票用紙及投票用封筒ノ直接交付並同令第三十一條ノ規定ニ依リ投票ハ毎日午前九時ヨリ午後四時三十分迄廣島市役所ニ於テ之ヲ取扱フ
昭和十一年一月二十二日
廣島縣廣島市衆議院議員
第五投票區投票管理告示第一號
廣島市長 花田仁三郎

廣島市長 土井小市

●第六投票區投票管理告示第一號

昭和十一年二月二十日執行ノ衆議院議員選舉ニ關シ衆議院議員選舉法施行令第二十七條ノ規定ニ依リ請求ヲ爲シタル者ニ對スル投票用紙及投票用封筒ノ直接交付並同令第三十一條ノ規定ニ依リ投票ハ毎日午前九時ヨリ午後四時三十分迄廣島市役所ニ於テ之ヲ取扱フ
昭和十一年一月二十二日
廣島縣廣島市衆議院議員
第六投票區投票管理告示第一號
廣島市長 福田五郎

●第七投票區投票管理告示第一號

昭和十一年二月二十日執行ノ衆議院議員選舉ニ關シ衆議院議員選舉法施行令第二十七條ノ規定ニ依リ請求ヲ爲シタル者ニ對スル投票用紙及投票用封筒ノ直接交付並同令第三十一條ノ規定ニ依リ投票ハ毎日午前九時ヨリ午後四時三十分迄廣島市役所ニ於テ之ヲ取扱フ
昭和十一年一月二十二日
廣島縣廣島市衆議院議員
第七投票區投票管理告示第一號
廣島市長 吉田嘉一

●第八投票區投票管理告示第一號

昭和十一年二月二十日執行ノ衆議院議員選舉ニ關シ衆議院議員選舉法施行令第二十七條ノ規定ニ依リ請求ヲ爲シタル者ニ對スル投票用紙及投票用封筒ノ直接交付並同令第三十一條ノ規定ニ依リ投票ハ毎日午前九時ヨリ午後四時三十分迄廣島市役所ニ於テ之ヲ取扱フ
昭和十一年一月二十二日
廣島縣廣島市衆議院議員
第八投票區投票管理告示第一號
廣島市長 花田仁三郎

●第九投票區投票管理告示第一號

昭和十一年二月二十日執行ノ衆議院議員選舉ニ關シ衆議院議員選舉法施行令第二十七條ノ規定ニ依リ請求ヲ爲シタル者ニ對スル投票用紙及投票用封筒ノ直接交付並同令第三十一條ノ規定ニ依リ投票ハ毎日午前九時ヨリ午後四時三十分迄廣島市役所ニ於テ之ヲ取扱フ
昭和十一年一月二十二日
廣島縣廣島市衆議院議員
第九投票區投票管理告示第一號
廣島市長 横山金太郎

●第十投票區投票管理告示第一號

昭和十一年二月二十日執行ノ衆議院議員選舉ニ關シ衆議院議員選舉法施行令第二十七條ノ規定ニ依リ請求ヲ爲シタル者ニ對スル投票用紙及投票用封筒ノ直接交付並同令第三十一條ノ規定ニ依リ投票ハ毎日午前九時ヨリ午後四時三十分迄廣島市役所ニ於テ之ヲ取扱フ
昭和十一年一月二十二日
廣島縣廣島市衆議院議員
第十投票區投票管理告示第一號
廣島市長 三谷敬三

●第十一投票區投票管理告示第一號

昭和十一年二月二十日執行ノ衆議院議員選舉ニ關シ衆議院議員選舉法施行令第二十七條ノ規定ニ依リ請求ヲ爲シタル者ニ對スル投票用紙及投票用封筒ノ直接交付並同令第三十一條ノ規定ニ依リ投票ハ毎日午前九時ヨリ午後四時三十分迄廣島市役所ニ於テ之ヲ取扱フ
昭和十一年一月二十二日
廣島縣廣島市衆議院議員
第十一投票區投票管理告示第一號
廣島市長 佐々木忠夫

●第十二投票區投票管理告示第一號

昭和十一年二月二十日執行ノ衆議院議員選舉ニ關シ衆議院議員選舉法施行令第二十七條ノ規定ニ依リ請求ヲ爲シタル者ニ對スル投票用紙及投票用封筒ノ直接交付並同令第三十一條ノ規定ニ依リ投票ハ毎日午前九時ヨリ午後四時三十分迄廣島市役所ニ於テ之ヲ取扱フ
昭和十一年一月二十二日
廣島縣廣島市衆議院議員
第十二投票區投票管理告示第一號
廣島市長 佐々木忠夫

●廣島市告示第六號
市部所得調査委員八百常昭昭和十一年一月九日死亡ニ依リ左ノ通り補充シタル旨
廣島稅務署長ヨリ通知アリタリ
所得調査委員 田島 倉造
昭和十一年一月十八日
廣島市長 横山金太郎

●廣島市告示第七號

昭和十一年二月二十日執行ノ衆議院議員選舉ニ關シ衆議院議員選舉法施行令第二十八條ノ規定ニ依リ證明書ノ交付ハ毎日午前九時ヨリ午後四時三十分迄之ヲ取扱フ
昭和十一年一月二十二日
廣島市長 横山金太郎

●第一投票區投票管理告示第一號

昭和十一年二月二十日執行ノ衆議院議員選舉ニ關シ衆議院議員選舉法施行令第二十七條ノ規定ニ依リ請求ヲ爲シタル者ニ對スル投票用紙及投票用封筒ノ直接交付並同令第三十一條ノ規定ニ依リ投票ハ毎日午前九時ヨリ午後四時三十分迄廣島市役所ニ於テ之ヲ取扱フ
昭和十一年一月二十二日
廣島縣廣島市衆議院議員
第一投票區投票管理告示第一號
廣島市長 谷山源陸

●第二投票區投票管理告示第一號

昭和十一年二月二十日執行ノ衆議院議員選舉ニ關シ衆議院議員選舉法施行令第二十七條ノ規定ニ依リ請求ヲ爲シタル者ニ對スル投票用紙及投票用封筒ノ直接交付並同令第三十一條ノ規定ニ依リ投票ハ毎日午前九時ヨリ午後四時三十分迄廣島市役所ニ於テ之ヲ取扱フ
昭和十一年一月二十二日
廣島縣廣島市衆議院議員
第二投票區投票管理告示第一號
廣島市長 山源陸

廣島縣廣島市衆議院議員
第二投票區投票管理告示第一號
廣島市長 黒河房五郎

●第三投票區投票管理告示第一號

昭和十一年二月二十日執行ノ衆議院議員選舉ニ關シ衆議院議員選舉法施行令第二十七條ノ規定ニ依リ請求ヲ爲シタル者ニ對スル投票用紙及投票用封筒ノ直接交付並同令第三十一條ノ規定ニ依リ投票ハ毎日午前九時ヨリ午後四時三十分迄廣島市役所ニ於テ之ヲ取扱フ
昭和十一年一月二十二日
廣島縣廣島市衆議院議員
第三投票區投票管理告示第一號
廣島市長 西川秀一

●第四投票區投票管理告示第一號

昭和十一年二月二十日執行ノ衆議院議員選舉ニ關シ衆議院議員選舉法施行令第二十七條ノ規定ニ依リ請求ヲ爲シタル者ニ對スル投票用紙及投票用封筒ノ直接交付並同令第三十一條ノ規定ニ依リ投票ハ毎日午前九時ヨリ午後四時三十分迄廣島市役所ニ於テ之ヲ取扱フ
昭和十一年一月二十二日
廣島縣廣島市衆議院議員
第四投票區投票管理告示第一號
廣島市長 平本博衛

●第五投票區投票管理告示第一號

昭和十一年二月二十日執行ノ衆議院議員選舉ニ關シ衆議院議員選舉法施行令第二十七條ノ規定ニ依リ請求ヲ爲シタル者ニ對スル投票用紙及投票用封筒ノ直接交付並同令第三十一條ノ規定ニ依リ投票ハ毎日午前九時ヨリ午後四時三十分迄廣島市役所ニ於テ之ヲ取扱フ
昭和十一年一月二十二日
廣島縣廣島市衆議院議員
第五投票區投票管理告示第一號
廣島市長 花田仁三郎

廣島市長 土井小市

●第六投票區投票管理告示第一號

昭和十一年二月二十日執行ノ衆議院議員選舉ニ關シ衆議院議員選舉法施行令第二十七條ノ規定ニ依リ請求ヲ爲シタル者ニ對スル投票用紙及投票用封筒ノ直接交付並同令第三十一條ノ規定ニ依リ投票ハ毎日午前九時ヨリ午後四時三十分迄廣島市役所ニ於テ之ヲ取扱フ
昭和十一年一月二十二日
廣島縣廣島市衆議院議員
第六投票區投票管理告示第一號
廣島市長 福田五郎

●第七投票區投票管理告示第一號

昭和十一年二月二十日執行ノ衆議院議員選舉ニ關シ衆議院議員選舉法施行令第二十七條ノ規定ニ依リ請求ヲ爲シタル者ニ對スル投票用紙及投票用封筒ノ直接交付並同令第三十一條ノ規定ニ依リ投票ハ毎日午前九時ヨリ午後四時三十分迄廣島市役所ニ於テ之ヲ取扱フ
昭和十一年一月二十二日
廣島縣廣島市衆議院議員
第七投票區投票管理告示第一號
廣島市長 吉田嘉一

●第八投票區投票管理告示第一號

昭和十一年二月二十日執行ノ衆議院議員選舉ニ關シ衆議院議員選舉法施行令第二十七條ノ規定ニ依リ請求ヲ爲シタル者ニ對スル投票用紙及投票用封筒ノ直接交付並同令第三十一條ノ規定ニ依リ投票ハ毎日午前九時ヨリ午後四時三十分迄廣島市役所ニ於テ之ヲ取扱フ
昭和十一年一月二十二日
廣島縣廣島市衆議院議員
第八投票區投票管理告示第一號
廣島市長 花田仁三郎

●第九投票區投票管理告示第一號

昭和十一年二月二十日執行ノ衆議院議員選舉ニ關シ衆議院議員選舉法施行令第二十七條ノ規定ニ依リ請求ヲ爲シタル者ニ對スル投票用紙及投票用封筒ノ直接交付並同令第三十一條ノ規定ニ依リ投票ハ毎日午前九時ヨリ午後四時三十分迄廣島市役所ニ於テ之ヲ取扱フ
昭和十一年一月二十二日
廣島縣廣島市衆議院議員
第九投票區投票管理告示第一號
廣島市長 横山金太郎

●第十投票區投票管理告示第一號

昭和十一年二月二十日執行ノ衆議院議員選舉ニ關シ衆議院議員選舉法施行令第二十七條ノ規定ニ依リ請求ヲ爲シタル者ニ對スル投票用紙及投票用封筒ノ直接交付並同令第三十一條ノ規定ニ依リ投票ハ毎日午前九時ヨリ午後四時三十分迄廣島市役所ニ於テ之ヲ取扱フ
昭和十一年一月二十二日
廣島縣廣島市衆議院議員
第十投票區投票管理告示第一號
廣島市長 三谷敬三

●第十一投票區投票管理告示第一號

昭和十一年二月二十日執行ノ衆議院議員選舉ニ關シ衆議院議員選舉法施行令第二十七條ノ規定ニ依リ請求ヲ爲シタル者ニ對スル投票用紙及投票用封筒ノ直接交付並同令第三十一條ノ規定ニ依リ投票ハ毎日午前九時ヨリ午後四時三十分迄廣島市役所ニ於テ之ヲ取扱フ
昭和十一年一月二十二日
廣島縣廣島市衆議院議員
第十一投票區投票管理告示第一號
廣島市長 佐々木忠夫

●第十二投票區投票管理告示第一號

昭和十一年二月二十日執行ノ衆議院議員選舉ニ關シ衆議院議員選舉法施行令第二十七條ノ規定ニ依リ請求ヲ爲シタル者ニ對スル投票用紙及投票用封筒ノ直接交付並同令第三十一條ノ規定ニ依リ投票ハ毎日午前九時ヨリ午後四時三十分迄廣島市役所ニ於テ之ヲ取扱フ
昭和十一年一月二十二日
廣島縣廣島市衆議院議員
第十二投票區投票管理告示第一號
廣島市長 佐々木忠夫

第十七條ノ規定ニ依リ請求ヲ爲シタル者ニ對スル投票用紙及投票用封筒ノ直接交付並同令第三十一條ノ規定ニ依リ投票ハ毎日午前九時ヨリ午後四時三十分迄廣島市役所ニ於テ之ヲ取扱フ
昭和十一年一月二十二日
廣島縣廣島市衆議院議員
第十五投票區投票管理告示第一號
廣島市長 立野一

●第十六投票區投票管理告示第一號

昭和十一年二月二十日執行ノ衆議院議員選舉ニ關シ衆議院議員選舉法施行令第二十七條ノ規定ニ依リ請求ヲ爲シタル者ニ對スル投票用紙及投票用封筒ノ直接交付並同令第三十一條ノ規定ニ依リ投票ハ毎日午前九時ヨリ午後四時三十分迄廣島市役所ニ於テ之ヲ取扱フ
昭和十一年一月二十二日
廣島縣廣島市衆議院議員
第十六投票區投票管理告示第一號
廣島市長 瀧澤捨雄

【示 達】

●達甲第一號
助役兼攝部長認印省略ノ件
助役ニシテ部長ヲ兼攝相成ル部内ニ於テハ助役ノ認印ヲ得レバ當該部長トシテノ認印ハ之ヲ省略スルモ妨ナキモノト心得
昭和十一年一月二十二日
廣島市長 横山金太郎

Table with 2 columns: Name and Position. Includes names like 吉田 正, 宮城 正, 南原 和, etc.

つた
定刻鈴木知事の開會の辭、君ヶ代齊唱、鈴木知事の憲法發布勅語奉讀あつて講演に移り
「破レテ積弊」内務政務次官大森佳一氏「選挙法ト選挙公正」選挙公正中央聯盟理事潮惠之輔氏「選挙人ノ自覺ヲ望ム」前司法大臣小山松吉氏「選挙公正」中央聯盟理事長永田秀次郎氏の講演あり同三時四十分横山市長の開會の挨拶あつて散會した

挨拶 鈴木敬一氏

皆さん只今より日本の選挙公正大講演會を開會することに致します、本日の此の大講演會に際しましては選挙公正中央聯盟の多大なる御力添へに依りまして、同聯盟と廣島縣及び廣島市三者が共同主催を以つて開會するに立至つたのであります、本講演會の爲には中央より御覽の如く四人の著名の方々の御差遣を得まして字義通り東奔西走、公私各般極めて御多忙の際に於いて著名の名士各位の御來臨を得ましたことは吾々主催者の一員と致しまして満腔の敬意を表すると同時に又本講演會の光彩之に如くものはないと考へる次第であります、斯くの如き名士多數の御揃を得まして之を以つて今回最近に於いて行はれんとする第二次選挙運動の前途益々多幸なることを深く期待される次第であります、諸君と共に深い慶びに浸る次第であります、皆さん方に於かれましては種々御多忙の内にて於いて斯くの如く満堂一杯に而かも粒の聴衆を得ましたことは吾々主催者として之を又感謝の上にもない次第であります、扱て昨年の本縣の縣會總選挙に際し正運動が行はれました際に於きまして

一月十一日

本年最初の選挙肅正講演會開催

一月十一日午後一時から一中講堂に於いて選挙肅正中央聯盟、縣、市の共同主催のもとに本年最初の選挙肅正大講演會が開催されたが講演者がいづれも大物揃

ひのこととして聴衆々と詰めかけ、定刻前早くも二千名に達し、會場立錫の餘地なく俄に講堂裏庭にラウドスピーカーを設置し椅子を持出すなど非常な盛況であ

聴衆場に溢れ盛況を極む

聴衆場に溢れ盛況を極む



幸ひ縣民各位の眞に心からなる共鳴を得、熱心なる御援助の下に立派な肅正の成績を挙げたことを吾々は深く心から信するものであります。或ひは立候補者運動者の側が、或ひは有力な原因であつただらうと思ひます。又一方有権者の方々に於いても或ひは又或ひは所謂第一線に立つ人々を激勵する様努められると云ふ様に有りて凡ゆる點で縣民各位の自發的に眞に熱心なる共鳴を得まして此の肅正の効果を挙げ得たと思ふのであります。素より全國に於いても全く始めての運動であります故に枝葉末節に於いては大いに論議の餘地ありと思ひますけれども兎に角選舉觀念の尊重すべき、その眞意義と云ふ様な言葉に對する所の徹底、殊に少くも買収情實等によつて尊き權利であると同時に又此の上もなき貴重なる義務である選舉權を飽迄も立派に正しく行使しなければならぬと云ふ事柄についての徹底には非常なものであつたと吾々も確信する次第であります。從來の選舉界の積弊の原因に擧げて居ります大部分の事柄に於いては相當程度の徹底を得たと思ふのであります。又選舉取締に臨む官憲の態度如何と云ふ問題に對しては當時吾々は機會ある毎に所謂飽迄も字義通り、陛下の官吏として國家の忠實な官吏としての立場を忘れない様に字義通り厳正公平なる態度を以つて終始する決心であり覺悟であると云ふことを聲を大にして申し上げた次第であります。恐らくは吾々の信念に於いては御諒解を相當得た確信で居る次第であります。今回始められんとする衆議院の總選舉に對しても官民共同の間に選舉肅正運動に對し、今回の選舉に對

しても取締官憲の態度も飽迄も昨秋の態度同様奮然と一層徹底せる所の確固たる決心態度を以つて歩まんとするものであります。どうか吾が縣民各位に於かれまして此の徹底の成績を御諒解の上飽迄も全國に模範的の成績を擧げる様に今回の選舉に對して終始徹底せる國民總動員の實を擧げられんことを切望して止まらざるが本日の講演會は飽迄も嚴肅なる講演會として飽迄もその効果を發揮致しませぬ次第であります。簡單ながら以上を以つて主催者として開會の御挨拶に代へる次第であります。拍手

### 破れよ積弊

大森佳一氏

大森は御指名によりまして茲に前座を申し上げることに致します。演題に「破れよ積弊」と云ふ言葉が掲げられて居ります。之は最近中央聯盟に於きまして選舉肅正の歌を作成致しまして北原白秋氏の作詞に依り歌が出来まして既に本縣にも最近參つて居ること存じます。その歌の中の文句に「破れよ積弊、掲げよ肅正、更生日本は斷じて爲すべし」と云ふ文句があります。その文句の一語を探りまして茲に掲げなすのであります。選舉肅正の必要があると思ふが如き大體の議論は此處に申し上げないで済みます。後に此の道途につきましては權威であらせられる方々から有益なる御話がございますから私は只私の深刻なる所感を簡單に申し上げるに留めて置きます。

吾々が公の生活に於きまして若しくは私の日常生活に於きましても常に深く考へさせられることは何時も、明治天皇の御威容——御威徳であります。此の御威徳を考へます時に何んとぞ堪へられない、徳が私に常に致しますのであります。ついで此の間の正月、大晦日、元旦、二日、三日の明治神宮に参りまして参拜致しました。参拜者の光景を見ますと何んとも云へない感に打たれるのであります。大晦日の晩より一日、二日、三日のあの神苑の参拜道路の引きもきらない數十萬の日本人が引續いて参拜致さうとして黙々と御社に近付いて行くその光景であります。或は成田の不動さん若しくはその他の稻荷さん何かに商賣が繁昌する様に祈りたい——家内安全、病氣が治る様に云つて参拜する——御社に参拜する者が澤山あります。然し明治神宮に参拜致しましては左様な氣持は少しもなしにあの様な影しい人々が明治神宮に参拜致して居る。その光景であります。何か日本人として魂を神宮の前に捧げたい、神靈に浴したい、何ものかそこに大きな精神を求めたいと云ふ心持で行く數十萬の日本人を見ますと何んとも云へない感に打たれるのであります。何時も、明治天皇の御威に對しては何んとも云へない感に打たれます。明治天皇は只今知事閣下から朗讀せられたる憲法發布の御勅語の大御心を拜するときに感激のほかほかでありました。御勅語の内の御言葉に「昌と臣民の慶福と此の一念を以つて國政をやるぞと云ふその大御心に對しては洵に感佩の他はないのであります。殊にその文言に於かれましては我が臣民は即ち祖宗の忠良なる子孫であることを考へる

とお前達もよく朕が意を體して呉れるだらうから相共に和衷共同して行けばさうして臣民としてその負擔を分かちそれに堪ゆることを疑はないのである。斯様に致して帝國憲法が生れて來たのである——武力で憲法を作り脅迫して自治權を與へよと云ふ様な多く外國の實例とは全くこと性の異にして居るのであります。その我が國の君臣の間の情宜が然らしむることは素より之れ又そこに國民は何んとも云へない切なる感激があるべきことを考へねばならないと信するのであります。斯くの如き大御心の根本によりまして生れたる所の立憲自治の制度——此の立憲自治の制度を感り立てて行くべき所の種々の公の選舉制度——此の選舉と云ふ言葉を明かにする爲に私は選舉殿と申しませう。立憲自治の選舉殿と云ふものは斯様な大御心に依つて生れて來た所の殿堂であります。その生れ兒はその姿は洵に善美であらねばならない所の選舉殿堂であります。立憲自治の選舉殿堂は斯様な善美を盡したる所の性質を持つたものとして生れて來たものであります。その姿は善美であらねばならないのであります。又斯様な大御心に依りまして出た來たその大御心を仰ぐ國民と致しましては非常なる感激があらねばならない、この國民の感激は此の殿堂を、選舉の殿堂をして益々善美ならしめなければならぬ筈である。又我が日本國民として國民の忠誠心はいよ／＼此の選舉の殿堂を光彩あらしめることになるべきはずと吾々は考へるのであります。然るにどうであるか——然るに如何んぞや、その選舉と云ふ殿堂が素より今日も形こそは國の制度として、立憲國と致して形こそは體裁として立つては居りますが殿堂の内は如何であるか、虎穴にして荒廢を極

め暗黒にして罪惡の蜘蛛が巣を食つて居ると云ふ形容詞を使つてもよろしいか兎に角惡魔の屋敷かと思はしむる程の情況ではないかと云ふことを私は申さねばならないこと考へます。或は選舉の殿堂の中には選舉干渉と云ふ化物が出たことあつて或は買収、ブローカーと云ふ強盗山賊が出たことあります。或は投票と云ふ票を食ひ込む黒鼠の横行したこともある。醜惡極まりない暗黒殿堂を洵に思はしむるのであります。

斯様なことで、明治大帝の大御心を如何に私共は拜察し得べきでありませうか大御心は斯様な殿堂を御建てになる御積りであつたらうか、考へ得るに身に御積りを生ぜしむる感が致すのであります。忠良な臣民で此の負擔に堪へることを疑はざるなりと仰せられたるその大御心を受繼いで茲に五十年の永き間醜惡極まる殿堂と化せしむるに至りました。その罪は誰の罪でありますか吾々臣民の罪は大御心に對して眞に萬死に償ひするものであると考へなければならぬのであります。

一面私共は五箇條の御誓文を常に考へるのであります。此の五箇條の御誓文は實に憲法を發布致される根本の——根源となる御勅語であります。「廣く會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ」と云ふ仰せでありまして此の聖旨は立憲自治の根本の根源の御言葉であります。此の御誓文を發せられたる御勅語の御勅語に對して當時、有栖川宮様が朝廷、群臣並に國民の凡てを代表せられたる御立場を、明治天皇に奉答せられたる奉答書なるものがあるのであります。之を申し上げて見ますと、「勅意宏遠誠に以つて感銘に勝へず今日の急務永世の基礎此の他に出不可からず

從臣等謹みて睿旨を奉戴し死を誓ひ罪を冀くは以つて宸襟を安んじ奉らん」斯う云ふ御奉答を、明治天皇に對し奉ります。有栖川宮様が遊ばされたのであります。有栖川宮様が遊ばされたのであります。當時——明治天皇の大御心は極めて宏遠なる大御心でありましてその御意味の熱烈であることは申すまでもなく此の五箇條の御誓文の御聖旨に對して斯様に有栖川宮様が非常なる御決心を以つて熱誠を極めて眞剣に今日の言葉で云へば眞に決死的御心情を以つて斯様に明治天皇に御誓ひ遊ばされたのであります。それは有栖川宮様御一人の御言葉として發せられたるのではないのであります。朝廷、群臣、國民を代表せられた御立場、此奉答をなさつたのであります。此一事を省みて見ましたら今日吾々が昭和の新政に浴して居る吾々臣民がどうして要如たることを得ませうか、大御心を他所に五十年も無爲にと云ふよりも寧ろ徒に暮した吾々の罪はどうか之を償ふことが出来るかと云ふことを切實に考へざるを得ないのであります。而かも斯様に選舉の殿堂を暗黒ならしめ罪惡ならしめた罪惡の場所と化せしめた所の罪責を誰に之を歸せしむべきであるか、勿論政府も悪い、政治家も悪い、政黨も悪い、教育家も悪い、凡てに罪がある、寧ろ國民全體が此の罪責を負ふべきものであると云ふことを考へなければならぬ、誰に主としてその罪があるかと云ふが如き偏在した問題ではないのであります。國民全體が此の罪を負はなければならぬ國民の全體が、明治大帝に對し御誓ひ致す本當に御誓ひを致さなければならぬことを考へるのであります。朝野官民一致團結して此の積弊を破つて學國一致選舉殿堂をして最も善美ならしめることに決死的に之を

やらなければならぬと考へます。斯くしてこそ明治神宮の御前に大御心の前にひれ伏して御詫ひ申すことが出来るのであります。思ひます、勇往邁進して此の御詫ひを致してこそ大御心に應へ奉ることが出来るかと考へますのであります。此の選舉殿堂の悪い罪惡をすつかり驅逐排除して而して善美なる殿堂ならしむることに勇往邁進しなければならぬと考へます。學國一致官民が團結して以つて大御心の御聖旨に應へ奉らんとすることが即ち此の選舉肅正運動そのものであります。即ち此の選舉肅正運動で打破一掃すること、積れる情弊を肅正で打破一掃すること、正運動の目的であります。所謂選とが肅正選舉殿堂から一掃しなければならぬ選舉殿堂を完全一掃し選舉殿堂を善化するべきであります。病膏育に遺入つたと云はれる所の選舉惡を、選舉の罪惡を先づ斷然驅逐すべきであります。大御心の御心に副ひ奉るべきまでは吾々は精進に／＼を重ねて相共に率いて相共に償ひて本當の、大御心の御詫ひを眞に受けるまでは吾人は精進しなければならぬと考へます。廣島縣廣島市は、明治天皇の御遺蹟を持つて居ります。明治大帝には淺からぬ御緣故のある土地であります。廣島市民、廣島縣民は眞に大御心の存する所をよく辨へられて而して本當の大御心に副ひ奉るべき所に勇往邁進せられんことを望んで止まらぬのであります。昨秋來の選舉肅正運動には官民の諸君が相當よい成績を擧げられた努力は常に聞いて居ります。私も眞に愉快なことを考へて居ります。選舉の際の肅正運動の効果を評等に詳かに調べて見ましたら買収を驅逐する、投票の棄權を防止する、其の他諸般の選舉罪惡の弊害を、積弊を破ることにつきましては非常に努力せられ、その成績が報いられて相當良い結果

がもたらせられたことを考へまして洵に一般官民殊に諸君に對して感謝の他はないのであります。昨秋の縣會議員選舉は選舉肅正運動の小手調べでありまして之から選舉肅正運動を引續きうまく導きまして殊に最近に迫つて居ります所の國會議員總選舉に際しても一つ此の勢を持ちまして廣島縣民が一致團結して此の選舉罪惡を一掃することに努力しをうして善美なる選舉殿堂を建てられんことを望んで止まらぬのであります。斯くてこそ、明治大帝の大御心の萬分の一にも副ひ奉るべきことと存するであります。私は此の點につきまして諸君に忠實なる努力を要望して止まぬ次第でございます。茲に私の話の之だけ止めまして諸君の御静聽を汚しましたことを謝する次第でございます。拍手 (在文責記者)

### 選舉人の自覺を望む

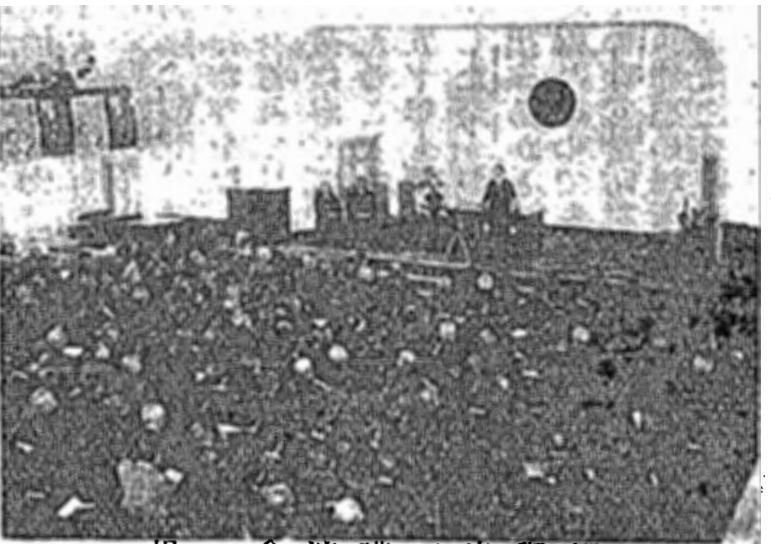
前司法大臣 小山松吉

私は今回福岡まで選舉肅正中央聯盟の御依頼に依りまして參つて居つたのであります。御當地に參られまして司法大臣が御見えなれない事情がありますので私に立寄つて貰ひたいと云ふ御意見でありましたので臨時に飛入つて參つた譯であります。私は、選舉人の自覺を望むと云ふ題を掲げて置きました。之は要するに選舉肅正の聲の朝野に漲つて居ります。實際に御承知でもありませうが選舉人たる國民は茲に從來の選舉醜態を考へて見直して自身自身の選舉人としての本分を盡すべきことを考へなければならぬと云ふことを申し上げたいのであります。



選挙人とは如何なる任務を持つて居るの... 選挙人は如何なる責任を持つて居るの... 選挙人は如何なる責任を持つて居るの...

明治天皇の御召召に依つて国民の... 明治天皇の御召召に依つて国民の... 明治天皇の御召召に依つて国民の...



場々會演講正肅舉選

ふものが、天皇の御召召に依つて国民の... ふものが、天皇の御召召に依つて国民の... ふものが、天皇の御召召に依つて国民の...

吐いて見たり議席を渡つて向ふ人の頭... 吐いて見たり議席を渡つて向ふ人の頭... 吐いて見たり議席を渡つて向ふ人の頭...

とは御承知の如く一朝一夕のことではな... とは御承知の如く一朝一夕のことではな... とは御承知の如く一朝一夕のことではな...

私一人ではありませぬ私が運が悪くて警... 私一人ではありませぬ私が運が悪くて警... 私一人ではありませぬ私が運が悪くて警...

候補者が頼むと云ふこともいけな... 候補者が頼むと云ふこともいけな... 候補者が頼むと云ふこともいけな...

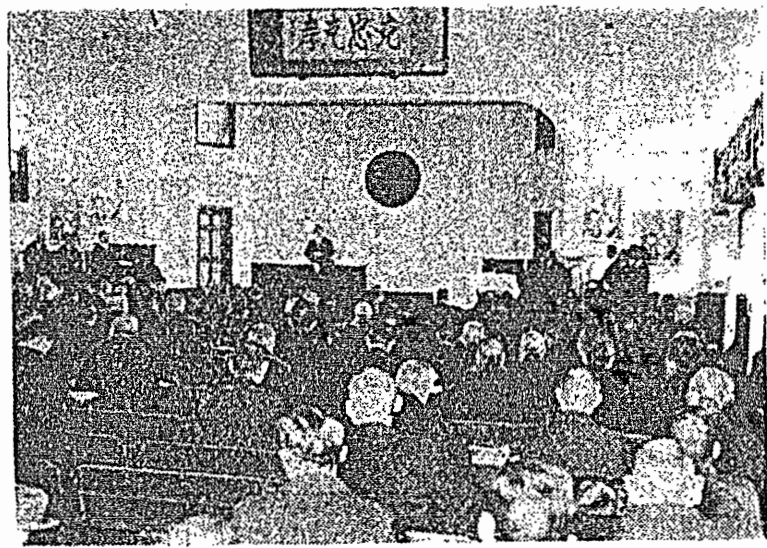
ましたと挨拶をするならばそれを非常に... ましたと挨拶をするならばそれを非常に... ましたと挨拶をするならばそれを非常に...

たいと云ふことを国民に要求したいので... たいと云ふことを国民に要求したいので... たいと云ふことを国民に要求したいので...









會員委正肅選

本市では来るべき衆議院議員総選挙に備へて一月十七日午前十時から第二回選挙肅正委員会を開催、委員(町総代、小中學校長、市會議員)三百名のほか來賓として鈴木知事、稲内地方課長、田部中將も列席、国歌斉唱、横山會長の憲法發布勸語奉讀、知事の訓示あつて協議に入

第二回

選挙肅正委員会開催

一月十七日縣女に於いて

よるか之其當時の勢にありま時時節が熟したのであります今日肅正は坂に車を下す如き者であります國民たる者此時を逸してはなりません、そこで私は満場の諸君の御共鳴を得まして第一吾々主催者側は勿論聽衆一同は深く御講演の主旨を體し選挙肅正の實を擧ぐべく十二

分の努力を致したいと存じます 第二吾々聽衆者は御互に自ら進んで其實行の責任を負荷すると同時に實行の第一線に立ちて他を指導啓發すべき責任をも果すべきことを御誓ひ致したいと存じます、之を以て閉會の辭と致します

一、市内三十二小學校通學區域別選挙肅正懇談會開催の件(一月十八日開催) 一、各町別選挙肅正懇談會開催の件(一月十九日より二十一日の三日間に互る) 一、宣誓式開催に關する件を決定、引續委員より所見並に懇談あつて正午散會した

横山市長の挨拶

本日(第二回)選挙肅正運動の爲に御協力を願ひたいと存じまして茲に御參集をお願ひ致しました處年頭早々用務御多端の折柄殊に沍寒酷烈の際に拘らず御繰合せ御出席を頂きましたことは我が憲政の爲に深く欣幸とする所でありませぬ 昨年夏以來各位の一方ならざる御盡力によりまして同九月に行はれました縣會議員選挙に際し我が市に於ては選挙違反の檢舉されたものもなく且つ肅正運動に對する市民諸君の同情と理解とを感得て其の結果の頗る良好でありましたことは眞に御同慶に堪へざる所でありませぬ

一、市町村部落又は各種團體に於ける自發的運動を促進し本運動をして自主的運動たらしむること 二、從つて市町村選挙肅正委員の活動を旺にし部落懇談會の開催に主力を注がしむること 三、選挙の情弊並に取締罰則の説明をなすと共に積極的選挙の本義を解説せしめ正當なる行爲に對しては法の關與する所に非ざる所以を明にして自由且つ明瞭なる選挙たらしむること

(拍手笑聲)嚴重に取締れ、さう云ふことばつかり云つて居る(笑聲)さうして官吏それ自身、甚だしい時には知事なんかでも吾々の目から見て地方長官と云ふものが果してあれが政府の官吏であるかと思はれる位(笑聲)……之は官吏道徳を根柢から破壊するものであります、官吏道徳を根柢から破壊して日本の政治の安定と云ふことはありませぬ、今回は幸に内務大臣も公平な態度であるし、さうして同時に選挙肅正に依つて干渉し様と思つても干渉の出来ない様所にまで来たつたと思ひます、吾々ももう一歩進んで之が政黨内閣になつても干渉する餘地なしと云ふ風に官吏を仕向けて行きたい、さうしてさう云ふ風になつて来て始めて日本の立憲政治と云ふものが安定すると思ひます、吾々が役人として非常に寒心しなくてはならぬ點が多々あると云ふことを白状しまして……然し之は私の役人をして居た時代の白状でありまして近頃の役人はさう云ふ心持を保持して居るものはないと思ひますからそれを問違はない様に願ひます(笑聲拍手)選挙肅正をやるのはどうしてか、政黨が國家本位にやつて決して買収その他の行爲を行はなると云ふこと、只今小山さん、潮君が云はれた様な具合に自分自から貴重なる自己の權利を執行するものであると云ふ氣持を持つて居つたならばよいのであります、いくら政黨が悪いと云つて見た所で政黨も日本國民の一部であります、決して國民以外の何者でもない、それであるから斯う云ふ様な政黨が育つと云ふことは國民の如が悪いから斯う云ふものが育つのである、國民の如がよく草取が出来て居れば悪い政黨は出来ぬ、日本の立憲政治は、明治天皇から吾々が賜つた種を蒔いたけれども草取を一遍もしないの

であります、うつちやらかして居るから今日の様なことになつて居る、選挙肅正と云ふ運動をして草取をしなければならぬ(笑聲)うつちやらかしてある立憲政治の如の草を取れと云ふ考へ方でありませぬ、同時に之は吾々の罪であります、草を取らないで居つて此の罪は出来が悪いと云つて政黨を咎めて見た所で仕方がありません、その心持で上下心を一つにして働かなくてはならぬと思ふのであります

明治天皇陛下の御詔勅に此負擔を分つに堪ゆることを疑はざるなり斯う仰せられて居る、それに奉答することの出来る様な状態にあるかと云ふことを考へると洵に感慨至極であります、それも十年前には何んの反響もなかつたものが時が至つて今日だけに皆んなの氣持が一致して居る、世界の大勢が皇國日本を酷め抜いて居る、此の皇國日本を安定させる爲にはどうしても政局が安定して來なくてはならぬ、それに對して國民が努むべき一番の捷道はなんであるか目の前にぶら下つて居る所の、先づ目の前に茫々と生へて居る草をむしることで、それは即ち選挙肅正運動であります、私は十年前のことを考へて實に感慨至極であります、さうして今日茲まで肅正運動が現れて來たことを實は衷心から喜んで居るのであります、此の際諸君の御協力に依りまして吾々が微力を盡して此の肅正運動を徹底させたならば日本の政局は今後始めて安定することが出来るであらう、さうでなくて日本が國外的にも國內的にも危ない非常に危ない、今日の大局を考へて見れば選挙肅正を充分御考へ願ひたいのであります、選挙肅正だけ考へるのではなく日本の國際的地位、國內的情勢を考へて先づ吾々國民が第一に心掛くべきは政局

の安定であります、それには選挙肅正に劈頭力を注がなくてはならぬと云ふことに充分御協力あらんことを希望致します (拍手) 在文書記者



虎視眈々として極東利権の獲得に汲々として居り且つ支那政府亦常に狡猾極りなき二重政策を弄し絶えず排日背信の行動は手を覆して起るといふ状態でありまして此の間、東洋平和の重鎮を以て任ずる我が國の立ち場は所謂高木風に嫉まるるといった様な傾向を免れないのでありまして洵に國民の一致團結を要する今日より急なるは無からんとするのでありまして、而かも斯の如く國際關係の多事多端なるの時に議會に於ける民意の反映の基

選舉正懇談會

十八日は小學校通學區域別に各町別に開催

十九日より  
二十一日迄  
いづれも多数の出席者あり  
好成績を収む

十七日の選舉正委員の決定により一月十八日には町主催のもとに小學校通學區域懇談會を同十九日より二十一日の三日間にわたり各町別懇談會を開催、第一

尿尿汲取直營など

議題にして衛生組長會議開催

本市では尿尿汲取直營を目前に控へて一月十六日午後一時から公會堂に於いて衛生組長會議を開催したが衛生組長一八七名のほか來賓として歌田警察部長、赤

松縣衛生課長、東西宇品及關係各署長、衛生主任並に松坂、甲口市會正副議長等列席、開會の辭、市長の挨拶の、ち來賓の講演に移り

だしく明朗を缺くが如きは洵に寒心に堪へざる次第であります。斯の時に方り選舉に對する國民道念を高調し舊來の情弊を一掃して國本を千載に鞏固ならしめることは洵に一日の緩慢を容ざる喫緊の要務であると存じます。各位は市内に於ける先覺の方々であり天下の憂に先ちて憂へらるる所謂先憂の方々でありますから何卒思をこれ等内外の情勢に致され衷心からの熱情を捧げて邦家の爲に大いに御盡瘁あらんことを切望致します。

一、流感に就いて 津田縣技師  
一、廣島市保健施設の現在及將來 松坂市會議長  
右兩氏の講演あり終つて協議に入り  
一、尿尿汲取直營に關する件  
一、衛生組合規約改正に關する件  
一、衛生組合聯合會組織に關する件  
一、傳染病豫防に關する件  
一、汚物掃除に關する件

横山市長の挨拶

本日は嚴寒の初にも拘らず多数御出席下さいましたことを感謝致します。私は廣島市長に就任後早速御挨拶を可申上のところ日々公務に忙殺せられまして在再今日に至りました悪しからず御諒察を乞ひます。

諸君御承知の通り我が廣島市は今や大都市建設の爲に一大躍進の途上に在りまして其の目的を達成するといふことは容易ならぬことでありまして各位の如き市勢の上に多大なる關係を有せらるる方々の御力に倚らなければならぬのであります。

而して各位の御擔任の事務は年々歳々煩瑣を加へまして尋常一様の仕事では御座りませぬのみならず之れに對して何等酬いらるゝ處なく全く犠牲奉公の信念に燃えつゝ克くこの重要な任務を完ふして居られます其の御努力に對しては常に感佩措く能はざるものがあるのであります。

今本市傳染病發生の状況を視ますに昨昭和十年に於いては五百九十六名でありまして其の前年即ち昭和九年の七百八十五名に比し著しく數が減少致しました

廣島市保健施設の現在及將來

廣島市會議長 醫學博士 松坂義正

廣島市保健施設の現在及將來

本日茲に衛生組長會議を御開きになりまして當りまして都市問題として保健衛生に關する所感を述べよとの小職に對する交渉がありまして、暫時本市の都市問題としての保健施設の現在及び將來に關し御静聽を煩はす次第であります。申す迄もなく國民の健康は國運發展の基礎でありまして之が保持増進を計るは衛生行政の根本でなければなりません、即ち國民の健康を阻害すべき禍根を除去すると共に進んでは國民保健の向上を計るべき諸般の方策を講ずる事に努めねばならぬのであります。然し乍ら衛生行政に付ては如何に官公署が努力致しましても一般市民の深き認識を伴はない時



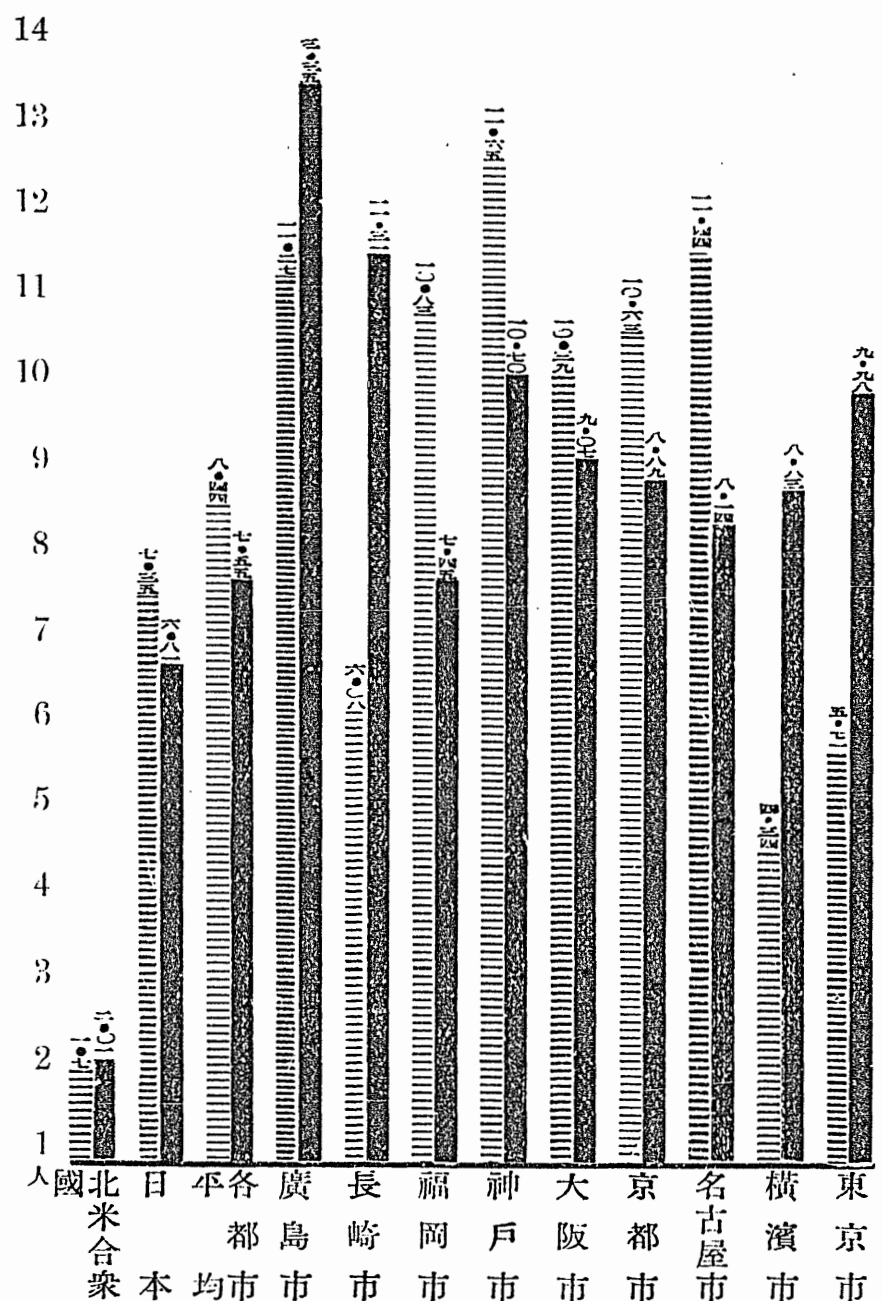
公會堂に於ける衛生組長會議

には其の實果を擧げる事は出來得ないと思ひます。此處に於て自治的補助機關たる衛生組合なるものが當然必要になり従て法律に於きましても傳染病豫防法第二十三條には「地方長官ハ衛生組合ヲ設ケ清潔方法消毒方法其ノ他傳染病ノ豫防救治ニ關シ規約ヲ定メシメ之ヲ履行セシムルコトヲ得」と規定せられ之に基づき各府縣に於て命令が發せられて居ります。我が廣島縣に於きましても衛生組合規則なる縣令の公布を見、市内二百八十八ヶの衛生組合が成立して居るのであります。今日人口の都會集中は我が國何れの都會でも顯はれてゐる現象でありまして本市も亦御多聞に洩れず古き廣島市より新しき廣島市としての整備を進める様即ち消費都市より生産都市へと其の躍進の傾向顯著なるものがあります。人口に付て見まして昨年三、四千人の増加を致しまして昨年の國勢調査に依ると將に三十一萬百十七人となり全國第七位を占め、一人口四十萬の大都市となる事は近く眼前に迫つてゐると云ふ状態でありまして斯くの如く我が廣島市の發展する事は御同慶の至りと存じますが一方之を都市保健衛生の見地より見ますならば交通頻繁に依る輸送機關の著しい發達は他面騒音に依る市民の安靜を障害し爲に精神的疲勞を招來し精神的疾患者の激増を來して參ります。

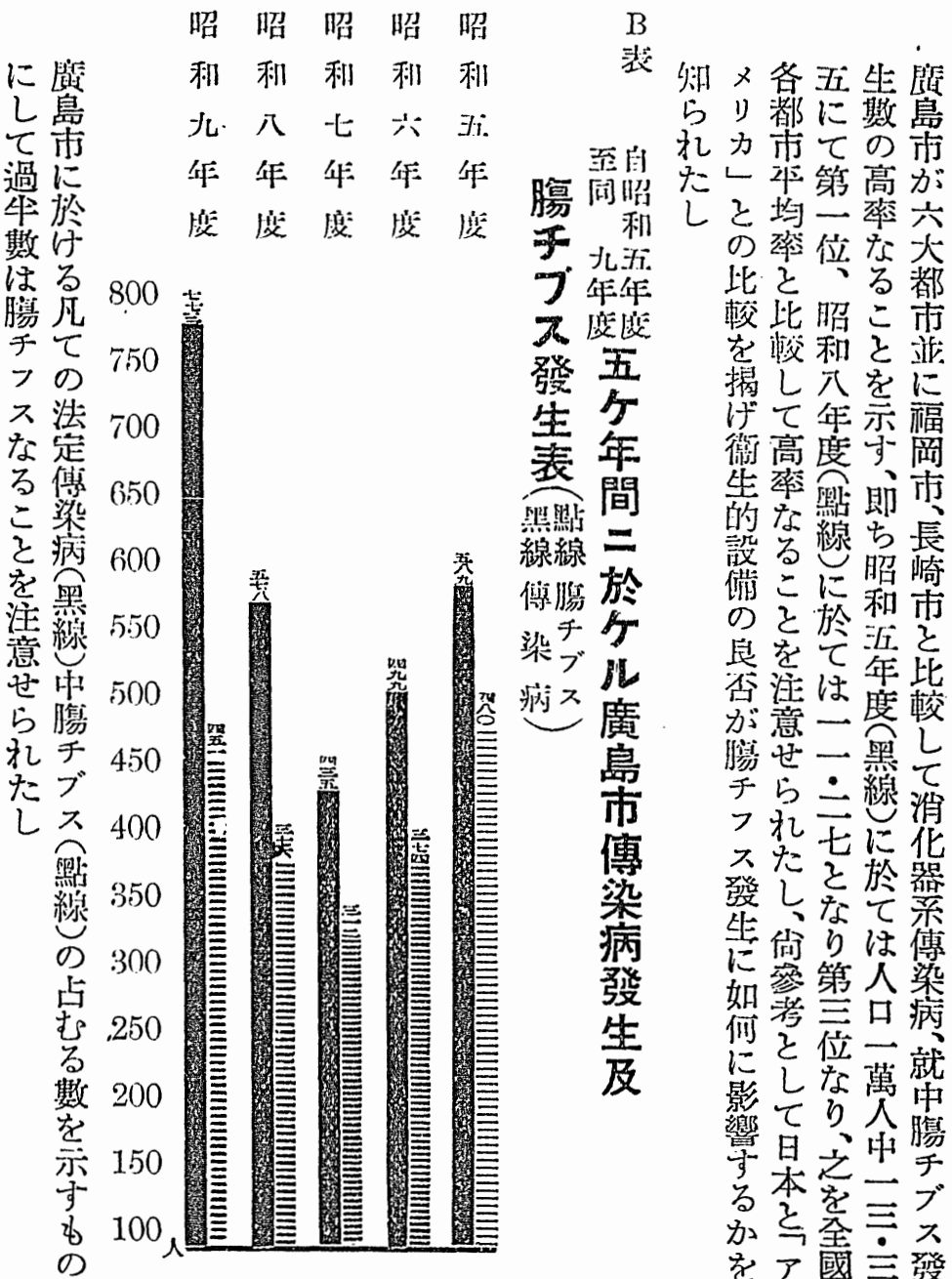
又産業振興の爲め工場其の他より排出せらるゝ煤煙に依る空氣の汚染は市民をして一酸化炭素の有害なる中毒的影響を蒙らしめ又直接、間接の原因となり都市産業勃興の一面として慢性的呼吸器系傳染病を誘發せしむるのであります。特に都市は益々密集の生活を餘儀ならず、其の結果消化器系傳染病即ち腸チフス、赤痢等の發生は都會地傳染病として我が國に於ける何れの都市に於ても共通の悩みとなつてゐるのであります。以上二、三述べました傾向に對し勿論市としては相當の設備を致しまして之が防遏に努力し市民保健の完璧を期待して居るのであります。即ち之等保健設備として既に市民の消化器系傳染病と尤も關係ある飲料水問題たる上水道の設備は昨年第三期擴張工事を完成し人口四十萬に給水するに充分なる模範的施設が出来上つて茲に飲料水問題は解決して居るのであります。傳染病の豫防救治に就きましては該患者の發生したる際之が防疫に努め尙患者の收容を爲すべき病院は關西に於いても稀に見る設備を施し優に二百名の發生に對しても充分に活動し得る能力を具備して居るのであります。申す迄もなく密集地域たる都會地に於いては傳染病患者を早期に發見し而して早期に入院加療せしむる事に依り其の全治成績は極めて良く從つて死亡率も少なく周圍に傳播する憂もなく勢ひ多くの市民の罹病を防禦し得るのであります。之等の事情に對し市立傳染病院たる船入病院は其の貴重なる役目を充分に果し得る設備を完備して居りますが他方市民の衛生指導に就いて親しく接觸して居らるる各位は早期發見と而して早期入院治療の合理的であり且つ其結果であることを深く市民に認識せしめ

得るならは豫防衛生の一大進歩を劃し得るのであります。更らに呼吸器傳染病の對策と致しましては畑實村に之亦近代の醫療設備の完全なる病院を豫算約十八萬圓を以て昨年完成致しまして六十名の收容定員を有し其の成績も極めて良好であります。其の他市民保健の相談機關たる市立衛生試驗所も完備したる施設を以て市民一般の體育保全に其の利用を期待して居る次第であります。保健設備としての本市の下水道は汚水の排泄と云ふ事に關しましては利用價值は充分であります。遺憾ながら衛生的には誠に宜しくないものであります。即ち下水放流が各河川に開口してゐる問題でありまして折角本市を流る立派な河の水を之が爲めに不潔になし眞夏の時の不潔なる河水中に於て學童等が水泳をなすと云ふ様なことでは危険上もないことでありまして將來本市下水道問題は改善して終末浄化をなす装置にせなければなりません。纏つて都會密集の必然的結果を致しまして生活に伴ふ排泄物の過剰即ち尿尿及び塵芥の處分と云ふ事に付ましては色々の事情の爲め本市の施設として多くの缺陷を有して居るのでありまして近來漸く市民諸士の關心を惹く事項となりまして、即ち都市の膨脹、人口の増加、市内田畑の宅地化、或は農村汲取人が市の中央部たる商業地域、住宅地域等又は交通不便な地域に對して努力を費して汲取る事を厭ひ、或は尿尿肥料よりも人造肥料の安價入手等の諸因に依りて努力を惜しむ結果汲取の緩慢を來し此處に市内尿尿の停滯積を招來し所謂市民糞政と云ふ状態を諸處に發して參ります。若し其の尿尿處分が誤つて其の適法を講ぜず或は河川等に放流する様な事があったれば河川の汚染となり之が爲め傳染病發生の誘因を齎





市民生活上重大なる問題を惹起する事を考慮しなければならぬのであります。故に此の缺點に對する對策を致しましては概ね二つの方法があります。先づ其の一は本市下水道を改善し下水終末處分装置を建設し各戸が下水に水洗便所を直結し之に放流して終末淨化を行ふ方法であります。之には莫大なる經費を要します。すので本市としては早急に此の理想的設備に改革することは財政上解決が容易でないものであります。然らば其の二は如何と云ひます。に現在の如く尿尿を農村の肥料に使用する即ち農村に還元すると云ふ方法であります。勿論之を還元致しすには衛生上無害ならしめねばなりません。が之は汲取つた尿尿を一定の槽に貯溜し六十日間閉鎖すれば其の中のあるゆる細菌及び寄生蟲は死滅致します。故此の設備をして一旦無害ならしめたものを肥料として使用する方法であります。目下市が尿尿處分の恒久的設備として計畫して居りますものは下水道改革事業も調査研究中であります。が夫れまで現在の危急を切り抜ける爲めに第二の方法に依らんとするものであります。此の如き設備を完成した場合には消化器系傳染病として發生の最も多いと云はれて居ります。腸チフス、赤痢等の疾患は我が廣島市より相當に驅逐し得られ都市としての信用を高める事に絶大な効果あるものと信じて居ります。即ち廣島の名産となつて居ります。廣島米等は年額凡そ百萬圓の産額を有し遠く京阪地方に移出して居ります。が本市消化器傳染病に對する發生率の減少及び此等豫防的施設の整備によりまして愈々其の名譽を高める結果となり經濟上の利益も大いに期待し得るのであらうと存じます。



廣島市が六大都市並に福岡市、長崎市と比較して消化器系傳染病、就中腸チフス發生數の高率なることを示す、即ち昭和五年(點線)に於ては人口一萬人中一・三三三にて第一位、昭和八年(點線)に於ては一・二七となり第三位なり、之を全國各都市平均率と比較して高率なることを注意せられたし、尙參考として日本とアメリカとの比較を掲げ衛生的設備の良否が腸チフス發生に如何に影響するかを知られたし。

自昭和五年(點線)五ヶ年間に於ける腸チフス發生表(點線、腸チフス)

至同 九年(點線)五ヶ年間に於ける腸チフス發生表(點線、腸チフス)

此の度尿尿處理の應對策として舊職約二萬圓の豫算を議決し不取敢尿尿處分は市營として汲取りを行ふ事となりしが獨り汲取ると云ふ丈でなく他方衛生的無害肥料として農村に使用せしめ間接的に傳染病豫防を兼ねしめんとする方策であるのであります。從來尿尿は各家庭に於きまして大正七、八年頃迄は有價物として取引されて居りましたが、大正の末期は無料となつた様で次ぎに現今では却つて市民が汲取料を支拂ふと云ふ状態に至つて居り夫れも尙停滯する地域がある。と云ふ有様で現今の如き不統一の方法では市民の保健衛生上由々敷ものありと考へられ尿尿の處分は市が義務として之を行ふと云ふ所謂市營事業となつた次第であります。元來尿尿處分の問題は法令により汚物掃除法施行規則第五條公共團

將來の方針等に就きまして概略申上げましたが近代都市としての保健施設は大眾に對する社會政策でありまして集團的都會生活人をして可及的に傳染病其の他の疾病に罹らぬ様に努め萬一傳染病が市中の一部に發生致しましたならば其の影響は忽ち周圍に波及し多數の市民が迷惑、災害を蒙る結果となります。之と同時に衛生關係の事項は複雑多岐を極めまして法律に就いて見ましても汚物掃除法、下水道法、都市計畫法或は市街地建築物法等都市を對象として適用せられる法令が少なくありません。獨り市當局の活動のみに於ては都市衛生状態の改良、發達は期待し得ないのであります。之には自治的補助機關とも云ふべき衛生組合の助力を求めなければならぬ事が甚だ多い實狀に在るのであります。

世界各國の都會でも尿尿處分、下水道の整備、塵芥焼却場の保健設備の完備して居る都會程傳染病の發生も少いと云ふ様に統計が示して居るのであります。が此の如き設備を致すには勿論經濟上の關係も影響致します。特に市民各位が例へば尿尿、塵芥の處分は斯くあらねばならぬと云ふ深き理解と認識を得なければ其の實行は困難ではないかと存するのであります。此の理解を得ると否とは當局の計畫實施に相當の影響があります。すので今日御集りになりました組長各位は市民の衛生的思想を涵養し常に市民に對し指導的地位にあられる方々であります。すので其の責任の大である事を御認め下さい。まして此の上共御援助賜はらんとことを御願致す次第であります。

### 流行性感冒に就いて

廣島縣衛生技師 津田廣義

昨年の暮頃から本縣はじめ各地に感冒患者發生し段々流行の姿を現はして來ました。其の症狀は多くは突然惡寒、戰慄を起し熱は三十九度から四十度に達し、二日乃至五日で急速に下熱する様であります。解熱する頃から咳嗽や咯痰があり音聲の嘎れる者もあります。發熱と共に頭痛、腰痛、ふしふしの痛み、咽頭痛等起し又腹痛、下痢、嘔吐を伴ふ胃腸型とも云ふべきもの或は劇しき頭痛、皮膚筋肉の知覺過敏等が著しく神經系統を侵

すものも認められ大體に於いてこれ迄の流感と異なる點は無いと思ひます。回顧しますと大正年間起つた世界的の大流行で日本では大正七年より八年の春頃迄大流行を起し一時下火となりましたが同年の秋頃から再び流行し翌九年の初夏の候まで續きました。便宜上大正七年より翌八年三月末日までを前流行と名づけた大正八年十月より大正九年六月末日迄のものを後流行とします。今全國及本縣の患者、死者、死亡率を表にしますと次の通りであります。

患者數	死亡數	患者數	死亡數	備考
前流行 (一、九二七、三三三、三六六、一、二七)	六七、八五、八、六五、一、七	患者數	死亡數	人口百對罹患(全國)
後流行 (二、四〇三、三三、一七、六、五、二)	四、三三、三、四、三、三、〇、〇	廣島縣	患者數	死亡數
			患者數	死亡數
			患者數	死亡數

「流感の豫防方法」  
外出時の「マスクの使用」 帰宅後及就寝時其の他時々食鹽水等にて含嗽する事は流感の様に空氣傳染をする病氣の豫防としては常識として何人も心得ねばなりません。

其の他住宅の内外の清潔、日光の射入を充分にし衣服、寢具の日光曝露、新鮮なる空氣及日光に親しみ、過勞を避け、睡眠を充分にし、衛生的生活により身體の抵抗力を養つて置く事が大切であります。

強健な人も注意せねばならぬが幼弱者、呼吸器、心臟、腎臟に故障のある人、大酒家等は流感に罹ると危険が多いから特に注意が肝要であります。不幸にして若し罹患したならば直ちに醫藥を受け、對絶に安靜を守り、解熱後二、三日は





